

## 令和3年度第7回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 4 年 3 月 8 日		午 前 10 時 00 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 4 年 3 月 8 日		午 後 4 時 28 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番		源嶋 たまみ	12番		落合 健治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生涯学習課			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	大 石 浩 文	住民ほけん課			
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福祉課長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福祉課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建設課長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建設課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課		農林整備課			
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産業振興課長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	小 田 章 一	産業振興課	魚 住 雅 彦		

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第3号	多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第41号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第42号	令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結について
議案第43号	第6次多良木町総合計画を定めることについて
議案第44号	多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
議案第45号	多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第46号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第47号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第48号	多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第49号	令和3年度多良木町一般会計補正予算（第10号）
議案第50号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第51号	令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
議案第52号	令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第53号	令和3年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第54号	令和3年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第55号	令和4年度多良木町一般会計予算
議案第56号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第57号	令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第58号	令和4年度久米財産区特別会計予算
議案第59号	令和4年度多良木町上水道事業会計予算
議案第60号	令和4年度多良木町下水道事業特別会計予算
議案第61号	令和4年度多良木町介護保険特別会計予算
議案第62号	令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしましたしております。

ただいまから、令和 4 年度第 7 回多良木町議会(3 月定例会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

5 番村山昇さん。

○5 番(村山昇君) おはようございます。議会運営委員長の報告をいたします。

令和 4 年 3 月 2 日及び本日 3 月 8 日、委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、付議事件について執行部の説明を求め、令和 3 年度第 7 回多良木町議会(3 月定例会議)の会期、議事日程及び議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項等について審議をいたしました。

会議日程については、本日 3 月 8 日から 3 月 17 日までとし、議事日程につきましては、会議日程及び議事日程表のとおりといたします。

本日、日程第 4、発議第 3 号及び日程第 5、議案第 42 号の審議・採決をお願いいたします。日程第 6、議案第 41 号から日程第 26、議案第 62 号につきましては、本日説明のみとし、3 月 15 日に審議・採決をお願いいたします。

3 月 16 日及び 17 日は、一般質問を行います。今回、3 名の方より通告がっております。通告書のと通りの順番で行いますが、本日の町長施政方針に対する質問と両方される場合は、一般質問の後に引き続き施政方針に対する質問を行っていただきます。この場合の質問時間は、両方合わせて 120 分となっております。施政方針に対する質問のみの場合は、一般質問者 3 名の後に提出順に質問することといたします。

請願・陳情につきましては、今回、2 件の提出がございましたが、配付してあります議員配布一覧表のとおり 1 件を議員配付とし、残る 1 件は、議長預かりといたしました。

3 月 17 日、議会最終日の 2 件の人事案件につきましては、投票による表決といたします。

なお、本定例会議の運用は、タブレットでの運用を行います。

また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、議場への出席者のマスク着用を議長が許可しております。傍聴者の方におかれましてもマスクの着用をお願いするとともに、一定の間隔をとっての着席をお願いしております。併せまして、十分な換気と執行部説明員以外の職員の出席を必要最小限といたしております。

以上、慎重審議をいたしましたので報告いたします。

なお、詳細について不明な点は、私か事務局長にお尋ねください。以上で報告を終わります。

○議長(高橋裕子さん) それでは、会期日程及び議事日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとし、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、7 番源嶋たまみさん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

## 日程第2 「諸般の報告及び行政報告」

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第2、諸般の報告及び行政報告を行います。

議長としての報告事項は、配付しております報告書のとおりでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたします。

私からの報告は以上で終わります。

なお、配付しておりますとおり、多良木町監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度11月分、12月分及び1月分の例月出納検査の結果報告書が議会に提出されておりますので、報告いたします。

次に、一部事務組合等の報告をお願いいたします。

公立多良木病院企業団、9番久保田武治さん。

○9番（久保田 武治君） おはようございます。それでは、令和4年第1回球磨郡公立多良木病院企業団の議会の報告をいたします。

令和4年第1回定例会は、3月4日金曜日に招集、会期を1日としまして、午前10時に開会し、午後3時17分に閉会をされました。一般質問が3件及び議案が計7件、令和3年度の補正予算2件、令和4年度予算5件を慎重に審議して、全議案いずれも原案どおりに可決をいたしております。

まず補正予算に関してですが、議案第1号の令和3年度の公立多良木病院企業団の病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計の補正予算につきましては、収益におきまして、新型コロナに係る補助金の増、入院・外来収益の調整及び町村へのコロナワクチン接種派遣による収益増などにより、差引総額5億586万5,000円の増額補正をいたしました。費用につきましては、給与費の各種引当金の調整、材料費・経費の調整等により総額1億7,216万1,000円の減額を補正しております。資本的収入及び支出につきましては、収入で新型コロナ補助金等による総額2,420万6,000円の増額補正、支出で器械備品購入費の減、投資の減等により総額1,879万8,000円の減額補正を行いました。

議案第2号の令和3年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算。これについては、介護予防ケアマネジメント費収入の減、繰越金の調整、職員手当の増などにより、総額10万6,000円の増額補正を行うものになっております。

次に、令和4年度予算に関してですが、議案第3号、公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業、総合健診センター事業会計予算につきましては、収益につきましては、総額46億6,826万2,000円、費用は

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午前10時12分休憩）

（午前10時12分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（久保田 武治君） 病院事業では、令和3年度実績数値を勘案し、純利益を目標としまして、1日平均入院患者数153人、外来患者数400人、老健事業では、1日平均入所者数87人、通所者数42人、健診事業におきましては、年延受診者数2万4,253人となっております。資本的収入につきましては、企業債、町村負担金、補助金等で総額8億1,844万5,000円、資本的支出では器械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金、投資等で総額10億1,024万4,000円とされております。

議案第4号の上球磨包括支援センター特別会計予算につきましては、予算総額6,272万1,000円となっており、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一般管理費を計上されております。

議案第5号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団の病児・病後児保育特別会計予算に

つきましては、予算総額が1,756万1,000円。年間利用者数見込490人となっており、自己負担金、町村負担金等を計上しております。

議案第6号の令和4年度水上村立の古屋敷診療所特別予算につきましては、予算総額1,371万3,000円、年延患者数見込175人となっており、水上村からの負担金800万円等を計上しております。

議案第7号、令和4年度槻木診療所の特別会計予算につきましては、予算総額1,365万9,000円、年間延患者数見込357人となっており、多良木町からの負担金600万円等が計上されております。

なお一般質問では、本町選出の私、久保田が当院のコロナ対応について、それから地域医療構想に関わってを質問いたしました。そして同じく、源嶋たまみ議員が、入院・転院されてきた場合の対応について、新型コロナ対応について。そして3番目に、あさぎり町選出の小見田議員から、地域医療機関の連携の現状と将来の展望について、病院経営スペシャリスト養成機関への職員派遣について、地方公営企業法全部適用病院における設置自治体関係者（首長、議員、職員）と医師、看護師、その他の医療スタッフとの協調と連携についてという質問がなされております。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団の報告終わります。

なお詳細につきましては、本町選出の5人の病院議員の方にお尋ねいただければと思います。以上、ちょっと失礼いたしました。報告を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、人吉球磨広域行政組合、12番落合健治さん。

**○12番（落合健治君）** 皆さんおはようございます。それでは人吉球磨広域行政組合の報告をさせていただきますと思います。

令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和3年12月24日開会されました。初めに、12月23日付で塩見寿子議員が人吉市議会へ辞職願を提出され、受理されたことを受け、当組合議員の資格が喪失されたことを議長より報告がありました。

次に、議案第12号、人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正の補足説明を受け、原案のとおり可決されました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

次に、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が2月25日開会されました。

日程第1、議席の指定については、人吉市選出の塩見議員の組合議員の資格喪失に伴い、西洋子議員を3番に指定されました。日程第2、会議録署名議員の指名については、加賀山瑞津子議員、小出高明議員が指名されました。日程第3では会期の決定について、2月25日開会、翌日26日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告については、審議事項について報告がありました。その後、8議案を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、3議案を除く条例案件2件、規約の一部変更について1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合定例会の会議結果について報告いたします。

なお、議案内容を詳しく知りたい方は3名の広域行政組合議員がいますので、お尋ねください。これで報告を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、上球磨消防組合、10番宇佐信行さん。

**○10番（宇佐信行君）** おはようございます。令和4年第1回上球磨消防組合議会定例会の報告をいたします。

定例会は、令和4年3月3日木曜日、上球磨消防組合会議室で行われました。

会期を令和4年3月3日、1日と決定し、議事抄録のとおり、議案第1号から第6号まで提案され、全議案とも全会一致で原案のとおり可決されました。

その後、一般質問がなされ、3番猪原議員が一般質問を行っております。質問事項でございますが、①の新型コロナ第6波流行中における消防活動について。②消防組織の広域連携等についての二つ質問がなされております。1番につきましては、高島消防長が答弁をいたしております。2番の消防組織の連携活動については、中嶽組合長が答弁を行っております。

以上で報告を終わります。わからない点がありましたら、同僚の猪原議員か私の方まで連絡をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、町長及び教育長から行政報告の申し出がっておりますが、配付しておりますとおりのことでございます。詳細については、後でお尋ねになれば説明をいたしますということでございます。

ここで、町長から施政方針に関する発言の申し出がおりますので、これを許可します。

町長、吉瀬浩一郎さん。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** おはようございます。施政方針、少し長くなりますので、大変申し訳ありません。ご清聴よろしくお願ひしたいと思います。

令和4年度施政方針。議長をはじめ議員各位におかれましては、令和4年3月定例会議の冒頭におきまして、令和4年度の施政方針を述べさせていただき機会をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

令和3年を振り返りますと、年のはじめより「新型コロナウイルス感染症」が拡大の局面にあり、熊本県の警戒レベルが最上位のレベル5、「厳戒警報」へ引き上げられておりましたことから、多くの行事が中止され、地域経済は大きな痛手を被りました。昨年9月中旬以降、一時的に感染の勢いが失速し、収束に向かうかにみえましたが、本年1月5日に人吉保健所管内で感染者が確認され、3月初旬には700人に迫ろうかというスピードでさらなる感染の拡大が見られました。熊本県も国に対して「まん延防止等重点措置」の適用を申請し、回復の兆しが見えつつあった地域経済がまたしても苦境に立たされております。

昨年より、ガソリンや軽油、灯油の小売価格の高騰が続き、消費者物価指数の上昇が続いております。WTIの原油先物価格は昨年10月には7年ぶりに80ドルの高値を突破し、1年たらずで約2倍に急騰しました。原因はワクチン接種効果による世界的な景気回復基調と、エネルギー需要に対する供給不足であり、世界の原油生産のを半分を担うOPECプラスは、増産に消極的で今後も協調減産路線を維持する方針を決定しております。日・米など消費国の追加増産の要請に応じなかったことで今後も需給のひっ迫が続くとの懸念から原油価格を押し上げる形となりました。今後も原油高が続きますと他の輸入品の価格上昇と相まって小売価格全般に影響が広がると同時に、町の主軸事業であります農業に幅広い影響が出るのではと危惧しているところです。また、世界第2位の石油産出国であるロシアによるウクライナ侵攻が開始されたことで、さらなる原油価格の高騰が懸念される事態となっております。

令和4年度は「第6次総合計画」の初年度となります。少子高齢化と人口減少が進む中、人口減少による税収減や高齢化に伴う社会保障関係費の増加などの要因により、引き続き厳しい財政運営が続くものと思われまます。健全な財政運営を図るため、事業の優先順位を定め、町をとりまく課題解決のために全力を傾注する所存です。令和4年度も議会の皆さま方のご指導を仰ぎながら、職員とともに多良木町の発展のために、まい進してまいりますので、さらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2年ぶりに開催されました成人式の翌日、1月5日、人吉保健所管内で感染者が確認されました。1月7日、三連休を前に「第1回目の新型コロナウイルス感染症対策会議」を招集

し「小中学校の新学期対応」「保育園の対策」「出初式開催の是非」「安全祈願祭開催」「県外研修の是非」「町内施設の使用」など、今後の計画等について当面の対策を協議いたしました。その後も短期間のうちに県内の感染が拡大局面にはいり、熊本県知事より第6波に入ったとの認識が示されました。感染は全国に広がり、政府は「新型コロナウイルス感染症対策本部」の会合を開き、医療供給体制のひっ迫を防ぎ、感染拡大を抑制することを目的として、首都圏や熊本県などに「まん延防止等重点措置」の適用を決定しました。町ではすでに国・県と連携し情報共有しながら、2月9日より、高い免疫効果が得られることが確認されております3回目の接種を開始いたしました。昨年行いましたワクチン接種が順調に進みましたのは、医師会及び公立多良木病院の先生方、看護師の皆さん、ご協力いただきました婦人会、食生活改善推進員の皆さん、そして、整然と接種を受けられた住民の皆さんのご理解とご協力があったからにはほかなりません。あらためて皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、住民の皆さまには感染を未然に防ぐための「新しい生活様式」を継続しながら、3回目の接種に対するご理解とご協力を併せてお願いいたします。

感染症対応もさることながら、令和2年7月豪雨の災害復旧も未だ途上にあります。県道・町道の主要路線や多くの林道・作業道の路肩崩壊や崩土、道路決壊、ハウスなどの農業施設、農機具、農作物への被害もありました。多くの方々にとりまして感染症の拡大と相まって、本当に困難な2年間であったと思います。被災された皆さまには改めて心よりお見舞い申し上げます。そのような中であって、困難を極めた県道中河間多良木線の復旧は、我慢強くお待ちいただいた槻木住民の皆さま方をはじめ、迂回路の確保にご腐心いただいた球磨振興局土木部の皆さま方、施工業者の方々も新年より休日返上で最大限の努力を尽くされ、短期間での復旧にこぎつけていただきました。この間、小林市、西米良村、西都土木事務所の皆さん方にも大変お世話になりました。短期間での復旧を成し遂げていただいたことに心から感謝致します。このように多くの皆さまの力の結集が槻木地区の皆さまの生活を支えて頂いていることがわかりました。皆さまにはただ感謝の言葉しかありません。

現在、多良木町にかぎらず過疎化が進む全国の多くの地方自治体の最大の課題は、急激に進んでおります「高齢化」と「人口減少」にどう対処していくのかということです。例をあげて申しますと、このままの早さで人口減少が続きますと、地域社会で住民それぞれが協力し補完し合う住民自治の母体となっております行政区の自治会活動・公民館活動の維持が非常に困難となってきます。このことは町としての連絡網、基礎的な情報の伝達機能が将来的に機能不全となることを意味します。多良木町の人口は、令和4年2月1日現在9,034人となっております。高齢化が進み毎年亡くなる方が150人程となっております。過去3年で亡くなられた方の数は、平成30年度が147人、令和元年度が164人、令和2年度が150人となっておりますので、過去3年のうちに実に461人の方々の方が亡くなられ、高齢化が進むにつれ、これからも増えていくものと思われまふ。止めようのない、これらの人口減少については大変厳しい状況となっております。そして、この亡くなっていく高齢者の方々の年金によって支えられている経済、すなわち、医療・介護を軸として年金で循環している経済が少なからずあり、その部分が縮小再生産を繰り返していくというスパイラル現象が起きております。年金によって循環する経済につきましても、折りに触れいろいろな場所で申し上げてきたところですが、ここ数年、特にその傾向が顕著となってきました。以前申し上げたと思いますが、多良木町が主軸事業としております農業の収入よりも年金収入のほうが多くを占める傾向にあります。単純な比較は誤解を招きますが、この現象は、労働を通して得られる収入よりも、労働を投下することなく国から得られる収入のほうが大きいことを意味しています。少子高齢化と人口減少社会の中で10年後、20年後を見据え、町が時代の要請に答えることのできる行政として、どのような形で生き残っていけるのか、これから町を取りまくさまざまな課題を総合的に検証し対策を講じていく準備が急務となっております。令和2年度

の熊本大学に続き、令和3年度は熊本県立大学との包括連携協定を締結させていただきました。二つの大学が持つ知見を動員する中で、高齢化社会の持つ諸々の問題に対処していければと考えております。

球磨郡公立多良木病院は創立以来今日まで、歴代病院長をはじめとした多くの先生方のご指導と献身的な尽力により支えられてきました。現在、人吉医療センターとともに、二次医療圏の急性期総合病院として、約400名の職員と160床を擁する大企業として、さらには、上球磨地域経済のエンジンとして、地域医療に大きく貢献いただいております。また、構成4町村約3万人の医療と介護を引き受けていただき、一昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大に対応する病床を開設されるとともに、槻木診療所、古屋敷診療所と、ふたつのへき地診療所を持つ「へき地中核病院」として、総合健診センター「コスモ」、介護老人保健施設「シルバーエイト」、上球磨地域包括支援センター、訪問看護ステーション「たいよう」、病児・病後児保育施設「ホッと館」などを総合的に展開し、住民の皆さまの医療・介護の拠り所として、また、日頃から住民の皆さまの「かかりつけ医師」としてお世話になっております地域の開業医の先生方との連携も同時に視野に入れながら有機的に機能していただいております。これもひとえに企業長をはじめと致します先生方のご尽力によるものとの認識を持ち、深く感謝致しているところです。公立多良木病院は宮崎県境近くに位置しておりますことから、同じ経済圏域であります宮崎県の西米良村及び椎葉村からの救急搬送も受け入れております。宮崎県境のいくつかの自治体にとりましてもなくてはならない総合病院として皆さまから深い信頼を寄せていただいております。ここ数年の経営状況には厳しいものがありましたが、令和2年度の決算におきましては新型コロナウイルス感染症関連の医業外収益が加算されたことにより約2億500万円の黒字決算となりました。

岸田総理は昨年10月9日、感染症の再拡大に備え、公的病院の専用病床を増やす意向を表明しました。国会での所信表明演説で「公的病院の専用病床化をはじめとする取り組みを具体的に進めていかなければいけない」と強調しました。4名の開設者は、医師の派遣元であります熊本大学病院及び熊本県医療政策課との連携を深め、常勤医師の確保に努めるとともに自治体病院を統括する総務省に対する要望活動を通して球磨郡公立多良木病院がこれからも地域医療と救急医療を担う奥球磨の中核病院として永く貢献し存続できるよう議会の皆さまと情報を共有し連携を図りたいと考えております。

令和4年度当初予算編成におきましては、農業分野の現状・課題に対する取り組みとして「高齢化による農業従事者減少への対策」とともに、今後さらに、担い手の育成が重要になるため、広域農業法人、認定農業者や新規就農者の経営強化を支援していきます。最近、農業法人等で導入されておりますドローンの活用によるハイテク化など「スマート農業」といわれる分野での新技術の導入により生産性向上や省力化を実現できるように、ソフト・ハード両面からの支援を拡充してまいります。また、「人・農地プラン」に基づく中心経営体への農地集積と日本型直接支払制度の継続実施によって、農地が持つ多面的機能を維持しつつ、地域農業を持続可能なものとして支えていきます。

農作物のブランド化の実現につきましては、後段で述べます「こめたらぎ」の4連覇をバネとしつつ、今後は全国大会でのノミネートを目指し、「ブランド米 こめたらぎ」の名を全国区へ押し上げる活動を展開してまいります。その発信のための話題作りとして、数年後の「九州大会多良木町誘致」を計画し、「おいしい米どころ多良木町」として情報発信に努め、ブランド化に取り組む農業者を増やすことで推進体制を強化するとともに地域経済の浮揚を目指します。米ブランド化の波及効果を、他の農畜産作物や地域全体へ結びつけるため、地元の農産物を主たる返礼品のラインナップに積極的に並べることで「ふるさと納税」の推進に力を入れます。「たらぎ財団」と連携を強化し、農畜産作物の高付加価値化や販路開拓を目指します。

また、全国各地で頻発しております様々な自然災害などに対して「強い農業経営体の実現」という観点から、いまだ途上にあります令和2年7月豪雨災害による農用地の復旧や利水施設等の保全など早期解消すべき施策を国や県の関係機関と連携し早急に実現できるよう進めていきます。近年、顕著に見られます、イノシシ、シカ、アナグマなどによる被害の防止を強化するため、猟友会や農業者の連携を軸に、地域全体での駆除対策を目指します。新型コロナウイルス感染症拡大による消費低迷や、どこでも起こりうる大規模災害を始めとした予期せぬ事態に対しても農業経営が対応し継続できるよう、国が推奨する各保険制度への加入を促進してまいります。町は地方創生事業のひとつである米のブランド化を推進していますが、昨年11月に菊池市で行われました「第5回九州のお米食味コンクール・イン菊池」で「たらぎ田んぼのチカラ研究会」の皆さんが、自治体部門において4年連続九州一のグランプリを獲得され、個人の部でも2年連続で最高金賞を獲得されました。会員の皆さんの努力に敬意を表しますとともに、米どころ多良木町として美味しい米の拠点となるべきすばらしい基礎を作ることができました。感染症終息後には、日本遺産とブランド米を組み合わせた観光周遊もできるでしょう。多良木産の米は美味しいという評価が定着しましたので、お米以外の作物にも良い影響が広がるのではと期待致しております。

多良木中学校の整備につきましては昨年5月31日の議会全員協議会の席でご説明し、議会の皆さまのご承認をいただき、令和5年開校に向けて「多良木中学校改築工事」を進める予定です。今般の本会議で議員の皆さまのご承認をいただきますと本契約の締結が成り、新年度からの本格着工へと進んでいく予定です。今のところ、校舎新築と併せまして体育館及び屋外プールを改修し、200メートル・トラックを擁するグラウンドを整備し、外構工事が終了するまで確認申請から約1年8ヶ月の工期をみておりますが、新校舎完成後の学校機能の移転に伴う作業に約一月程を要しますので現在予定致しております多良木中学校の開校は令和5年9月頃となる見込みです。ここに至るまで議会の皆さま方のご指導と論議・検証と併せ、住民の皆さま学校関係者の皆さま方のご理解とご協力が得られ、ようやくスタートラインに立つことができましたことに心から感謝を申し上げます。感染拡大の影響等により工事の進捗状況について若干の懸念がないわけではありませんが、生涯学習課及び建設課を中心に関係職員一丸となって早期の完成に向かってまい進したいと考えておりますので議員各位におかれましては今後ともご指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、球磨支援学校の小中高全学移転に伴い、両校の交流を進めるよう計画がなされ、両者による協議が開始されておりました。多良木中学校生徒と球磨支援学校生徒とのインクルーシブ教育に向けての対面交流については、人吉保健所管内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い対面での計画が一時中断しておりますが、すでに両校の間でオンラインによる交流を行っております。引き続き令和4年度はGIGAスクール構想により整備いたしました回線を活用したオンラインを使い、さらなる生徒・児童の交流活動の充実を教育委員会に要請したいと考えております。

コロナ禍を経験した私たちは、働き方や普通の日常に対する価値観を見直すことになりました。いわば、価値観が大きく転換する時代を私たちは生きており、新たな日常に向けて行動を起こさなければならない段階にきているように感じます。最もコロナ禍の影響を受けた観光は、いままでの状況に戻ることはできません。目指すべき将来は、「新しい観光」に生まれ変わることはないかと思えます。そのキーワードは「情報通信技術」と「本物だけが持つ価値」です。

コロナ禍での移動自粛は、情報通信技術の利用を促進させ、対面でのコミュニケーションの意味を大きく変えました。情報発信の手法いかんによっては遠隔地においてもバーチャルとして情報を手にする事ができるようになりました。また、ワーケーションという、旅行や帰省中の一部の時間を仕事にあてるという働き方も浸透しつつあります。しかし、その反動と

して人は観光の要である新発見や体験、人との交流という「リアル」を渴望するようになります。そこで、コロナ収束後に求められるのが「本物だけが持つ価値」の創出です。幸いにも多良木町にはその可能性を大いに秘めた歴史文化の蓄積があります。一例として、2年前に寄贈されました「肥後宗像家文書」は、これまで謎の人物とされてきた宗像才鶴を特定するという、歴史的発見をもたらしました。その文書には、毛利輝元、吉川元春、小早川隆景など、織豊時代の歴史上に名をとどめる名だたる武将の名前が列記されています。この発見により、北部九州地域や山陰地域に「多良木町」の存在が印象付けられ、多くの歴史研究者や、史家の方々が文書の見学に多良木町を訪れています。また、令和3年度から町は多良木相良氏関連遺跡群の調査を開始致しました。この文化庁所管の事業には日本史研究の第一線の先生方が参画しておられ、将来的には「国指定重要文化財」を目指すものです。奇しくも令和4年の大河ドラマは「鎌倉殿の十三人」という中世を舞台にした歴史物語です。作品の舞台は平安時代の後期から鎌倉時代の初期に当たります。まさに、相良氏が「多良木村」を獲得し、黒肥地地域の開発に乗り出す時期と重なります。伝相良頼景館跡という川湊の形成、鮎ノ瀬井手の開削、青蓮寺阿弥陀堂の建築、東光寺への経筒埋納や磨崖梵字の彫刻など、鎌倉市以外の地方の町で、これほど濃密に鎌倉時代の遺跡が残されている地域は、国内では5本の指に入るといってよいでしょう。まさに相良惣領家が本拠にした所以です。このような「本物だけが持つ価値」を持つ歴史文化を適切に保全するとともに観光へと昇華させる事業を推進します。新型コロナウイルス感染症の拡大や、観光目的の多様化により、かつての「名所旧跡廻り」と「宴会」を目的とした旅行会社の作るパッケージ・ツアーではなく、今後はオンラインによって送り手側からのダイレクトな情報発信が可能となったことからWebで情報を得、目的を持って人が現地に集合し、自らの目的に沿った観光を体験し、現地で解散するという「着地型観光」や、計画の当事者がオンラインで情報を発信する「地域提案公募型観光」などが見られるようになりました。これからの観光の形としては「何をみたいのか」「何を体験したいのか」「何を食みたいのか」を自分で選べる自分に合った観光、体験、交流、学習など、地域に住む人たちが中心となって作り上げる観光が主流となると思われます。観光主体としての「個人が決める」ことのできる観光に進化していくものと思われます。そのような社会的変化の先を見据え、地域商社である「たらぎ財団」と連携し、地域に芽生えた関係性や取り組みを支援する「新しい観光」の実現に向けた政策を展開していきたいと考えております。

人口減少や少子高齢化が進行しますと地域における社会、経済、文化等、様々な活動における担い手の確保が困難となることが予想され、地域社会の活力の低下につながることは先に述べた通りです。これらの問題を解決する手段として道路や住宅の整備など社会的インフラの整備は不可欠なものとして位置づけられます。道路整備につきましては、緊急車両の通行確保のための道路の拡幅など緊急度に応じて真に望まれる生活道路の改良舗装、通学等における交通安全施設の整備を進めます。また、道路構造物の老朽化への対応につきましては、経年劣化や構造物の疲労等に伴う損傷が利用者や第三者の交通事故等の被害につながることはないよう、修繕・更新を着実に進めるとともに維持すべきインフラの施設機能の適正化を図ります。また、将来的な増大が見込まれる橋りょうの修繕に関しては橋りょう長寿命化修繕計画を基に橋りょうの保守点検と修繕を順次行っていきます。

県道の改良につきましては、人吉水上線、梶屋多良木線、錦湯前線、中河間多良木線など、集落密集地や山間地などの未整備区間が多い主要県道4路線の早急な整備を県に要望してまいります。

住宅施策につきましては、定住促進と若者の町外流失防止策等として、令和3年度も単身向け住宅を建設し、その整備が完了したところです。他の地域からの移住に関しては人それぞれにリスクとハードルを伴うものですので、移住定住の促進に関しては、移住者を単なる

転入者として受け入れるのではなく「将来にわたりコミュニティーを支えてくれる貴重な人材」として受け入れるという住民側の受け入れ機運の醸成とともに、行政全般を通じた各課横断的複数の担当部局による対応、すなわち、移住相談体制の整備、住まい探しの支援、仕事探しの支援、情報発信の充実など受入体制の整備が必要となります。今後の計画としては若年層の住宅ニーズを的確に把握しながら町の中心部に近い場所に子育て世代を支援する若者世帯向け住宅の建設を計画し、定住策の一環として整備できればと考えております。また、公営住宅等の長寿命化計画を基本に、現有の公営住宅の長寿命化等について整備を行うこととしております。空き家等の対策につきましては、所有者と連絡を取り適正管理の啓発を行ってまいります。

球磨川流域 12 市町村で未曾有の災害が発生いたしましたから 1 年 9 ヶ月が経過しようとしております。地域経済の安定的な循環が災害と感染症によって断ち切られた大変厳しい試練の 2 年間でした。

昨年から今年にかけて、今回のコロナ禍と令和 2 年 7 月豪雨からの災害復旧においては、さまざまに対応策を思考する中で、行政の限界を感じつつも、その中であって「住民の皆さまの暮らしを守る」ことが私たち行政の仕事と改めて自覚させられたこの 2 年間となりました。これからは時代の変化に対応し、人口減少を緩やかに抑えつつ住民の皆さんが充実した生活を送ることのできる町にできればと考えております。そのための人材育成として、これからの町を支える若い力を育てていく必要があります。令和 4 年 2 月 1 日現在の 20 歳以上、40 歳以下の人口が 1,244 人となっています。今後のまちづくりを進めていくためには、この年齢層を中心とした若い人たちが多良木町に残り、町で活躍していただく方法を考えなければなりません。一昨年 10 月 1 日に議会の皆さまのご指導とご理解をいただき発足いたしました「一般財団法人たらぎまちづくり推進機構」は国内の先端的な企業と協力体制をとっており、先日、Web 上で木村副知事と SIBIRE 株式会社代表取締役佐藤社長の「シームレスな働きかた、暮らし方」という対談が話題をよんでおりました「SIBIRE 株式会社」などと連携するなどして事業を展開しています。これらの企業と情報交換し多良木町の人材育成を進めていくこととなります。2 年前、都道府県会館の一室を借りて東京在住の企業 4 社の方々と事業誘致についての意見交換を行いました。そこから、たらぎ財団と複数企業の人材交流による化学変化が起きはじめています。これが事業誘致のための意見交換会と位置づけることができるかと思えます。そのような活動が、大きな企業ではありませんが今回の SIBIRE 株式会社の企業誘致に繋がりました。

コロナウイルス感染症の拡大で国がテレワークを推奨しています。仕事はリモートで、会議は Web でという仕事の在り方が増加しています。そのことと相まって都市部を中心としてオフィスにこだわらない働き方が進みつつあります。また、複数の企業に所属している人、副業・兼業など地方でパラレルワークを手がける人たちが増えてきています。有能な若い人たちの間では、いろいろな仕事を場所を選ばずに行う流れができつつあります。このような多様な働き方ができる時代が来ていることを考えますと、若い人たちが多良木町でチャレンジしていける環境を作っていくことで新たなチャンスを生み出すことができるのではないかと思います。「ビジネス・フロンティア」といいますか、新規性のある事柄や未開拓の分野に挑戦する精神を持った人材を育成していく必要があります。多良木町で新たなものに挑戦していくためには何が必要かということになりますが、まずは若い人たちが多良木町の取り組みに興味と関心を持っていただくことと、そして、重要なことは、多良木町として、たくさんの方々のチャレンジを受け入れるフレキシブルな環境を整えておくことが必要となります。月額 4 万円ほどで、多拠点に居住するサービスを展開している ADDRESS と連携し、多様なスキルとマインドを持って活躍している方々を多良木町に招へいし全国の ADDRESS 会員の皆さんと多良木町の若い人たちの交流を軸とした「たらぎつながるデイズ」という異なる講師陣に

よる講座を令和4年2月11日に開催し多くの参加を得ております。

たらぎ財団は、神戸大学と連携したマーケティング研修や熊本大学と連携した高校生向けの地域活性化を考えるワークショップ「くま未来創生ハイスクール」を実施しています。このような取り組みの中から、いうならば「シビック・プライド」直訳すれば「郷土愛」ということとなりますが、地域の高校生に自分たちも地域活性化のために活動ができるという自信を持っていただき、それが地域外の若い人たちにも伝播し、多良木町でチャレンジすることに繋がり、若い人が活躍できる多良木町になればと考えております。

参考までに、1,700以上ある全国の自治体の中から、多良木町を選んでもらうのは非常に難しいのですが、県内の市町村の中で地方創生に際だった成果をあげている「たらぎ財団」という位置づけと認識のもと昨年12月3日に内閣府の地方創生参事官がたらぎ財団の訪問視察にみえました。たらぎ財団については、熊本県議会の視察も計画されておりまして、昨年末、県議会視察のための事前打ち合わせも行われているところです。これからの町を支えていく若い力、町の未来を思考し、困難に立ち向かっていく人たち、新しいことに挑戦する人たちをバックアップしていけるような町を議会の皆さまと共に作っていきたいと考えております。そのための財団の設立であり、県立大学との包括的連携協定であり、内閣府からの地方創生人材支援制度による有識者の招へいであるとの認識を持っております。

ご承知の通り、これまでも議会のご理解をいただき、不採算部門でありました二つの保育所を社会福祉協議会に移管致しました。そして、指定管理の期間を1年間延ばしていただきましたが赤字経営が続いておりました「福祉型障がい児入所施設多良木学園」の民営化についても議会の皆さま方のご承認をいただき令和5年度より民間に移行される予定です。同様に「えびすの湯」も長期にわたり不採算部門でありましたので、どこかの時点で誰かが決断しなければならぬことは衆目の一致するところであったと考えております。「えびすの湯」は開設当初からの不採算部門として、これまで議会の皆さま方から一般質問も頂いておりましたし、住民の皆さまからも、時折「このままでいいのか」というお尋ねをいただいております。「えびすの湯」は、住民の皆さまが働いておられる雇用の場であり、いっぽうで「福祉目的ということならば多少の赤字はやむを得ない」という考えでこれまで運営されてきたところです。しかし、現在は年間約4,000万円の赤字を計上し続けております。平成23年度から令和2年度までの決算を見ますと、累積赤字額が3億8,526万5,633円となっており、これ以上多額の一般財源を投入しながらの経営は、政策的にみても議会の皆さまや住民の皆さまのご理解を得ることは難しく、単なる不採算部門として経営を継続するには、その許容限度を超えているのではないかと考えます。民間の経営感覚として採算面だけを見るならば、当然「事業からの撤退」という選択肢が考えられます。施設そのものも経年を経て老朽化しており毎年の修理代もかさんできております。福祉目的の施設でもありましたので、入館料も現状維持としてきたところですが、例えば、入館料を値上げする、あるいは営業日を少なくするなど改善の方法は種々考えられますが、どの方法で対処しても、なかなか劇的な改善は難しいだろうというのがこれまでの試算に基づく判断でした。いずれにしても黒字転換は厳しい状況ですので、令和4年度に諮問機関を設置し、今後の施設の在り方を探っていきたいと考えております。継続的に利用して頂いている方々、施設で働いておられる方々、ブルートレインの宿泊者の方々がいらっしゃいますので、仮に別の用途に変換するにしても、いくつかの解決しなければならない課題が見えてくると思いますので、そのあたりは充分考慮に入れたうえでの検討協議と考えております。ご利用いただいている方々からはお叱りを受けるとは思いますが、しかし、どこかの時点で実行に移さなければならない事案です。新年度より諮問会議の論議の俎上に乗せていきたいと考えておりますので、今後とも議会の皆さま方のご指導をよろしくお願い申し上げます。

建物や施設は出来たばかりのときは「新しく」次の時代への希望に満ちていますが、老朽

化し修理費がかさんでいきますと誠に残念ですが現在のような厳しい状況となります。議会を構成されております議員の皆さまと私たち執行部の時代は、まさに町の施設が次々と老朽化していく、ある意味「撤退の政治」の只中にあるということではないかと思えます。議会の皆さまの感じておられる危機感は執行部も共有しておりますので対策を考えてまいります。

令和3年11月28日「くま川鉄道」が被災より1年5ヶ月ぶりに部分運行を再開しました。当日は湯前駅等で出発式が行われ、関係者が一同に会し、部分運行の再開を祝いました。鉄道沿いに点在する住宅の軒先から、田畑の畦から、沿線には多くの皆さんが歓喜の表情で手を振り、3輛編成の「田園シンフォニー号」を迎えていただきました。球磨川第4橋りょう完成までは肥後西村からバス乗り継ぎとなりますが、力強いレールの響きは、確かな復興のシンボルとして、私たちに大いなる希望を与えてくれるものでした。しかし、現実をみたときに、議員の皆さまもご承知のとおり「くま川鉄道」は不採算事業として毎年度10市町村において高額の財政負担金を拠出しながら運営してきた経緯があります。これまでも「ビール列車」など様々な提案があり、沿線の住民の皆さんの協力を得て、それなりの成果はありましたが、いかんせん赤字の解消には程遠く、今後も同じような経営を続けていては市町村の財政負担は増すばかりです。何らかの起死回生の妙案を提示しない限り経営改善には至らず、市町村は重い財政負担を継続していくこととなります。そういう意味では「きかんしゃトーマス号」で名高い静岡県島田市の「大井川鉄道」の経営を参考にしながら、例えば田園シンフォニーの車両に「くまモン」をあしらい「くまモン列車」として運行することで人吉球磨の外部から観光客を呼び込むなど、思い切った提案を10市町村に広く求め、積極的に「くま川鉄道」の経営改善を図っていくべきと考えております。

以上、施政方針を述べさせていただきましたが、今後も職員と一体となり、住民の皆さまの付託にお答えすべく、「活きるちから」「育むちから」「想うちから」をつなぐ町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、議員の皆さまの温かいご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、施政方針の結びとさせていただきます。令和4年度もどうぞよろしくお願い致します。

令和4年3月8日

多良木町長 吉瀬浩一郎。

ご清聴ありがとうございました。

**○議長（高橋裕子さん）** これで行政報告及び施政方針表明を終わります。施政方針に関する質問がありましたら、明日3月9日正午までに質問通告書を提出願います。

### 日程第3 「請願・陳情について」

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第3、請願・陳情につきましては、議員配布一覧表のとおり、受付番号299の陳情書について、議員配付といたしましたので、報告いたします。ここで暫時休憩いたします。

(午前11時00分休憩)

(午前11時09分開議)

### 日程第4 「発議第3号」 多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

**○議長（高橋裕子さん）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、発議第3号、多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長 村山昇さん。

**○5番（村山昇君）** 議会資料の32ページをお願いいたします。

発議第3号、令和4年3月8日、多良木町議会議長 高橋 裕子 様。

提出者 議会運営委員会委員長 村山 昇。

総務産業常任委員会委員長 宇佐 信行。

厚生建設文教常任委員会委員長 林田 俊策。

多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに多良木町議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

提出の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、委員会の招集場所に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により招集することが困難であると委員長が認める場合には、委員がオンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、議事に参加できるようにするため、本条例の一部を改正するものである。

一部改正の内容につきましては、事務局長より説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 事務局長。

**○議会事務局長（浅川英司君）** それでは、ご説明いたします。議会資料の33ページをお願いいたします。

多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例。

多良木町議会委員会条例（平成3年多良木町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加えるものとさせていただきます。見出しは、会議の特例でございます。

第12条の2、委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、第17条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、映像、音声又は書類の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開催することができる。

この場合において、開催場所に存しない委員がオンライン会議システムにより委員会に出席したときは、次条及び第14条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

第2項で、前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第3項で、オンライン会議システムを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則としまして、この条例は令和4年3月8日、本日から施行するものとさせていただきます。

次ページには、新旧対照表を載せてあります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から提出されました、発議第3号、多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは私の方から、令和3年度第7回多良木町議会（3月定例会議）の提案理由をご説明いたします。

今回、審議をお願いいたします案件は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更の同文議決が1件、条例等の議案といたしまして、令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結についてが1件、第6次多良木町総合計画を定めることについてが1件、多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてほか条例の制定及び一部改正が5件でございます。

令和3年度の補正予算が一般会計、特別会計合わせまして6件、それから令和4年度の当初予算が一般会計、特別会計合わせまして8件でございます。

それから人事案件といたしまして、任期満了に伴います固定資産評価審査委員会委員及び農業委員会委員の選任同意が2件、以上、全部で24件でございます。

案件の詳細につきましては、担当課長の方からご説明させていただきますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

#### 日程第5 「議案第42号」 令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これから先、タブレット運用は、議案、議案説明資料を使用いたします。

それでは日程第5、議案第42号、令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君） 議案第42号、令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案の5ページをお願いいたします。

令和3年度多良木中学校校舎改築工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。

1、契約の目的、令和3年度多良木中学校校舎改築工事、2、契約の方法、条件付一般競争入札、3、契約の総額、15億7,520万円、うち取引に係る消費税額1億4,320万円、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木144番地1、味岡・丸昭建設工事共同企業体代表 味岡建設株式会社代表取締役 味岡俊彦、5、支出科目、款、教育費、項、中学校費、目、中学校校舎改築事業費、節、工事請負費でございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをご覧ください。次のページに開札調書を付けております。1、開札日時、令和4年2月22日午後1時30分、2、工事番号、3 建第 18 号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町大字多良木字中原田地内、4、工事名、令和3年度多良木中学校校舎改築工事でございます。

なお、開札結果につきましては、下表のとおりでございます。

業者名一行目の味岡・丸昭建設工事共同企業体様が第1回入札におきまして、14億3,200万円で落札でございます。

工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和5年3月10日まででございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11 番猪原清さん。

**○11番（猪原清君）** この開札調書でわからないから聞くんですが、この2番目、速永・岩井、3番目が松下・松島、4番目が和久田・藤永。この入札の金額が妙に整合性がとれていると言うか、一つ目と二つ目が15万、二つ目と三つ目も15万、その和久田と松下の差額が7万円。

こういうものなんですかね、こうきれいにこう並ぶような、条件付一般競争入札とはこういうものなのかなと。

**○議長（高橋裕子さん）** 仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** お答えいたします。

入札金額を記載された意図は不明でございます。

**○議長（高橋裕子さん）** 11 番猪原さん。

**○11番（猪原清君）** わかりましたが、そうですね、はい。以上でいいです。はい。

**○議長（高橋裕子さん）** ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋裕子さん）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、令和3年度多良木中学校校舎改築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これから上程します日程第6、議案第41号から日程第26、議案第62号までの議案については、本日は説明のみを行っていただき、8日目の3月15日に審議・採決をお願いしたいと思います。

なお、これから先のタブレット運用は、シェアモードで行っていきますので、よろしくお願いたします。

日程第6 「議案第41号」 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

**○議長（高橋裕子さん）** それでは、日程第6、議案第41号、熊本県市町村総合事務組合の共

同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、説明を求めます。

仲川総務課長。

**○総務課長（仲川広人君）** 議案第 41 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正についてご説明申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

内容につきましては、議案説明資料で行いますので、そちらの方をお願いいたします。

主な内容につきましては、規約改正に伴います構成市町村の同文議決でございます。

新旧対照表の内容ですが、改正前の別表第 2、これは組合の共同処理する事務になります。その中の第 3 条第 10 号に関する事務、こちらは住民の交通災害見舞金に関することとなっております。その中の構成市町村の「宇城市」を削るものでございます。

附則といたしまして第 1 項が施行期日で、令和 4 年 7 月 1 日でございます。

第 2 項が経過措置でございます。施行日前に発生した交通事故見舞金は、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

## 日程第 7 「議案第 43 号」 第 6 次多良木町総合計画を定めることについて

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 7、議案第 43 号、第 6 次多良木町総合計画を定めることについて、説明を求めます。

林田企画観光課長。

**○企画観光課長（林田浩之君）** それでは、議案第 43 号につきまして、説明をさせていただきます。

第 6 次多良木町総合計画を定めることについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（平成 24 年多良木町条例第 12 号）の規定により議会の議決が必要であるものでございます。

資料の方をですね、別に第 6 次多良木町総合計画というのをあげております。そちらの方を使って説明をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

2 ページに上げておりますが、目次の方を見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この総合計画は目次のとおり、69 ページからなるものです。少しこの目次を使って、総合計画の構成についてご説明いたします。

この計画は 3 部構成で、第 1 部は序論、第 2 部は基本構想、第 3 部が前期基本計画となっております。第 1 部の序論では大きく 3 章に分かれ、総合計画の概要や多良木町の概要などについて記載しています。第 2 部では二つの章に分けて基本構想を記載しており、第 2 章で大きく五つの基本目標を掲げ、それぞれの目標について、いくつかの基本となる方針を記載しています。第 3 部の前期基本計画では、前の基本構想で掲げた五つの基本目標を、そのまま五つの章に分けて、それぞれの章で基本となる方針と、その方針についてもいくつかの施策を掲げ、4 年からなる前期の基本計画として記載しているものでございます。

より詳しい内容につきましては、まとめたものを別に用意しておりますので、そちらの資料の方で説明をさせていただきます。

それでは、議案説明資料の方に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

こちらの方では、議案番号、議案名、主な内容について記載をしております。また参考までに、主な内容につきましてあげておりますが、その条文のですね、1号、2号を抜粋しております。こちらに掲げております。

1号で、多良木町基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。また2号の方では、多良木町基本計画の策定、変更又は廃止に関する事ということで、参考までに上げさせていただきます。

その下に、これまでの経緯等ということで書いております。以前、「基本構想」は地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決が義務づけられておりました。平成23年に法改正がなされ、その規定が削除され、策定義務がなくなったところでございます。しかし本町では、法的な策定義務にかかわらず、総合的かつ計画的な長期計画を策定することとしたところとあります。

下の方に、目的ということで書かせていただいております。町の将来の姿を展望し、どのようなまちづくりを目指すのか、その実現のためにはどのような目標設定が必要なのか、こういったことを明確にするためでございます。

それから今回の計画策定は、令和2年度から作業を開始しております。庁舎内で検討会を設け、計画内容について検討を行っております。11月に町民アンケートを実施し、令和3年3月に総合計画のたたき台を作成したところでございます。令和3年度に入りまして、5月にまちづくり推進委員会へ諮問を行っております。この間、6回にわたり審議をいただいているところでございます。6回にわたり審議を行わせていただいております。11月に町への答申をいただいているところでございます。加えまして7月に町民ワークショップを実施しまして、令和4年1月にパブリックコメントを実施し、町民の方々からまちづくりへの意見をいただいたところでございます。またこの時にですね、議員の皆さまにも何度か説明を行わせていただきまして、意見もいただいたところでございます。

それでは詳しい説明の方をですね、下の方に第1部の序論の方から書かせていただいておりますので、こちらの方で説明をさせていただきます。第1章総合計画の概要ということで、括弧書きでP1参照としておりますが、ここでの括弧書きの参照は、この総合計画本体に振ってありますページ番号でございます。参考のため記載をしております。

一つ目、計画策定の趣旨と上げております。主な内容を下に掲げております。まずは昭和45年度に策定した第1次計画からの経緯。また第5次計画期間に発生した熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響、人口減少、少子高齢化の進展などの課題について。また持続可能なまちづくりにしていくための長期計画の必要性。第6次多良木町総合計画を町の最上位計画として策定すること。またこの第6次多良木町総合計画には多良木町教育大綱を含むことなどについての内容となっております。今回、計画の新たな特徴の一つとして、この多良木町教育大綱を含むことが特徴の一つと言えます。

続きまして二つ目、計画の構成と期間ということで記載をしております。主な内容は1から3まで書いてありますが、まず1番目、基本構想 令和4年度から令和11年度までの8年間としているものでございます。これに基づきまして、基本計画がありますが、まず今回提案させていただいております前期計画期間、こちらが令和4年度から7年度までの4年間です。また後期計画は令和8年度から令和11年度までの4年間となっております。こちら4年後にですね、また策定により議決が必要になってくるかと思っております。またこの基本計画に基づいてある実施計画のことも触れております。3年間の計画でありまして、毎年度見直しを行っているところでございます。

三つ目で計画の進行管理ということで記載をしております。計画の進行管理については、PDCAサイクルにより、KPIを活用し施策の効果検証を行い、計画を着実に進める旨を記載しております。これが主な内容でございます。

四つ目で、総合計画と他の計画との関連性についても記載をしているところでございます。

それでは第1部の第2章 多良木町の概要ということで書いておりますが、次ページで主な内容は五つほど書かせていただいております。位置と地勢、人口、産業別就業者数、財政状況、町民アンケート結果などを記載しているところです。第1部の第3章として、多良木町を取り巻く社会情勢と課題ということで掲げております。

主な内容は八つございますが、まず一つ目で人口減少と少子高齢化の進行。人口減少についてと高齢化の現状について記載をしております。

二つ目、グローバル化の進展。情報通信手段の発達によるグローバル化。インバウンド、多様な文化を受け入れる体制整備。

三つ目で、高度情報化社会の進展をあげてあります。情報通信がもたらす ICT や AI などの普及。国が進める少子高齢化や過疎化など社会問題を IOT で克服する社会「Society5.0」について記載をしているところです。

四つ目に、安全・安心なまちづくり。近年多発している地震や豪雨などの大規模災害に備えるための、施設整備や訓練・防災教育などのハード・ソフト対策を組み合わせた効果的な防災対策の重要性。また「多良木町国土強靱化地域計画」に基づいた減災・防災対策の実施。また感染症流行拡大、高齢者に関わる事故、犯罪、子どもの被害などを、地域と行政で抑止・防止し、安全・安心なまちづくりにしていくことの重要性をうたっております。

また五つ目として、厳しさを増す行財政運営について記載をしております。少子高齢化による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の更新、維持管理にかかる費用の増加などを見込んだ財政運営の必要性。また官民連携による新たな事業展開の重要性などについて記載をしているところです。

六つ目に地方創生への取組ということで、国の総合戦略、多良木町の総合戦略について記載をしているとともに、また本町のですね、第2期の総合戦略についても記載をしているところでございます。

七つ目に「誰一人として取り残されない」世界の実現に向けて。これ SDGs のことについてなんですけども、そちらの方についても今回の計画です、新たな特徴の一つであると言えます。平成27年に国連サミットで採択されたSDGsの取組。またその取組について、多良木町総合計画においても横断的に取組む旨記載をしているところでございます。

また最後の八つ目ですけれども、男女共同参画社会への取組。男女共同参画社会の実現に向けての、国、本町の状況。また「第3次多良木町男女共同参画計画」に基づいた事業の推進。男性と女性が、真に対等平等な立場で互いに個性を認め合い、健康で明るく、個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会実現に向けて取組む旨記載をしているところでございます。

次のページに移ります。次のページは第2部第2章 施策の大綱から、第3部 前期基本計画までの説明になります。こちらの方はですね、政策分野ごとに五つの、先ほど述べました基本目標を設定しておりますが、以下、基本構想の部分、基本計画の部分、関連がありますので、政策分野ごとに並べて記載をしているところでございます。黄色の部分の基本構想の部分で、水色の部分が前期基本計画に記載してある分でございます。

それでは、五つの基本目標のうちの一つであります環境を守り、安全に安心して住み続けられるまちにしましょうという目標でございます。こちらは生活・環境・防災についての分野でございます。取組みの方向性としては下に書いてありますとおり、住居や道路など生活環境の整備、大規模災害対応、交通事故防止対策、公共交通網利便性向上など、誰もが安全に安心して住み続けられるまちづくりを進める。こういった取組みの方向性でございます。

これにつきまして、基本方針を四つあげておりますが、そのうちの 하나가生活環境の充実ということで上げさせていただいております。住宅、道路、公営住宅整備、長寿命化の推進。

適切なごみ処理、資源リサイクル、再生可能エネルギーの推進など、こういったものが主な内容となっております。

またその下に二つの基本施策を設けております。まず一つ目が生活環境の向上であります。その下に主な事業ということであげさせていただいておりますが、こちらでは、総合計画にですね、主要事業として記載しているもの全てをここに掲げております。

説明はですね、これ以降、少し省略して説明をさせていただければと思います。ここでは主な事業は、住宅リフォーム事業などでございます。またその下、指標と掲げておりますが、これは総合計画に指標の項目を設けております。計画時の数値等を掲げて、この前期計画の令和7年度、こちらの方に目標時の数値等を記載しているものがございます。こちらにつきましても、全てこちらの説明資料に掲げておりますので、こちらにつきましても、前と同様に少し省略をして説明をさせていただければと思います。ここの基本施策の1につきましても、指標は町営住宅管理戸数などについて記載をしているところでございます。

続きまして二つ目の基本施策に移ります。適正なごみ処理・資源リサイクル、再生可能エネルギーの推進といったものを基本施策としております。主な事業は、リサイクル事業などでございます。指標はごみの排出量について記載をしておるところでございます。

それでは、四つ目のうちの二つ目の基本方針になります。防災・防犯体制の強化ということで方針を掲げております。主な内容は、防犯・防災のための施設設備などの環境整備。自主防災組織、消防団、警察署など関係機関・団体との連携。ハード・ソフト両面から、防災・防犯体制の強化を図るといった内容のものでございます。こちらにつきましても、三つの基本施策を掲げております。

まずその一つ目です。防災施設の整備についてでございます。主な事業は、情報等伝達推進事業などでございます。指標につきましても、情報等伝達登録件数の方を指標としてあげているところでございます。

基本施策の二つ目で、地域防災力の向上をあげております。主な事業は、自主防災組織活動支援事業などでございます。指標につきましても、自主防災組織による防災訓練実施組織数、こちらの方を指標としてあげているところです。

三つ目の基本施策が、地域防犯力の向上、こちらをあげております。主な事業としましては、防犯灯の整備事業などでございます。次のページで指標の方も上げております。こちらは防犯灯設置基数を記載しているところでございます。

基本方針の三つ目です。交通安全の推進について記載をしております。高齢者や子どもが事故に遭わない、遭わせない環境の整備。警察署など関係機関・団体との連携、また推進していくことの内容でございます。こちらでは一つ基本施策を掲げております。事故防止対策の強化でございます。主な事業としましては、交通安全施設整備事業といったものでございます。指標の方は、町内交通事故件数、または負傷者数を掲げております。

基本方針の四つ目に公共交通網の整備、こちらをあげております。乗合タクシーの利便性向上や、くま川鉄道や産交バス等の支援についての内容でございます。基本施策一つあげております。利便性の高い公共交通体制の確保ということであげております。主な事業は、予約制乗合タクシー運行事業でございます。指標につきましても、その予約制乗合タクシーの乗車数について指標を掲げているところでございます。

続きまして、五つある基本目標のうちの二つ目でございます。生涯を通して学び、成長できるまちにしようということで、こちらは教育分野になります。こちらが先ほど言いましたとおり、多良木町の教育大綱を含む部分でございます。取組みの方向性ということで書いております。生涯を通じた学びができるよう、生涯学習講座の開設や社会教育団体への支援を行い、誰もがいつでも学べる機会を提供していく。また、子どもが持つ可能性を最大限発揮できる環境を整備し、それぞれに応じた教育を行いながら、ICT教育や英語教育を推進

する。また、スポーツや人権教育などを通して、健康な心身を育み、互いに尊重し合える共生社会を推進するといった取組みの方向性でございます。

基本方針四つのうちの一つ目です。生涯学習の推進を掲げております。主な内容は、社会教育団体との連携、生涯学習講座の開設など、多様な学習機会を提供すること。子どもたちの社会性や自己肯定感を高めるため、青少年健全育成を推進していくというような内容であります。基本施策一つあげております。生涯学習活動の活性化ということで、主な事業、生涯学習講座の開設事業をあげているところです。指標の方は、文化的多様性に関する生涯学習教室の開設数をあげているところでございます。

基本方針の二つ目です。学校教育の推進ということで掲げております。主な内容は、安全で安心して学習できる環境整備。ICT教育や英語教育など特色ある教育の実施。学校、家庭、地域が連携した学習体制づくり。学校給食を通じた食育が主な内容になります。基本施策として四つあげておりますが、そのうちの一つ目です。豊かな心・確かな学力・健やかな体を育む学校づくりということで掲げておりますが、主な事業は、社会人講師配置事業などでございます。指標としましては、タブレット端末の授業時使用率、こちらの方を掲げているところでございます。

基本施策の二つ目です。地域とともにある学校づくりということであげております。主な事業は、コミュニティ・スクール推進事業であります。指標の方は、地域学校協働活動に参画する地域住民の数ということであげているところです。

基本施策の三つ目です。安全・安心な学校施設整備、また充実ということで掲げております。主な事業は、中学校整備事業でございます。また、指標としてですね、中学校校舎建設についての指標をここであげているところでございます。

四つ目の施策です。食育の推進ということで掲げておりますが、主な事業で、米飯給食事業をあげているところでございます。指標につきましては、残さいの減少について指標を掲げているところでございます。

基本方針の三つ目でございます。こちらはスポーツの推進でございます。主な内容としましては、社会スポーツ団体との連携。子どもから大人までスポーツに親しめる環境の整備。町民協働による駅伝大会などのスポーツイベントを通じたスポーツ振興。こういったものを主な内容で掲げております。

基本施策、三つほどあげておりますが、まずその一つ目です。子どものスポーツ活動への支援ということで、主な事業、ジュニアスポーツクラブ育成事業をあげているところです。指標の方は、スポーツ交流活動の実施回数について記載をしているところです。

基本施策の二つ目です。協働によるスポーツ活動の推進です。主な事業としましては、体育施設指定管理者事業をあげているところでございます。指標の方は、あいあいスポーツクラブたらぎ会員数について指標を掲げているところでございます。

基本施策の三つ目です。広域連携によるスポーツ事業の推進でございます。主な事業は、奥球磨ロードレース大会事業ということであります。指標の方は、次のページにあるとおり、奥球磨ロードレース大会参加者数について指標を記載しているところです。

基本方針の最後四つ目になります。共生社会の推進をあげております。住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会への取組みを推進していくといった内容になっております。基本施策として二つあげております。その一つ目で、人権が尊重される社会の確立でございます。主な事業は、地域人権指導員配置事業でございます。指標につきましては、人権に関する学習機会の提供、こちらの数字をあげているところでございます。

基本施策の二つ目で、多文化共生の推進をあげているところです。主な事業は日本語教室事業、指標は日本語等教室学習者の延べ人数をあげているところです。

すみません、説明が長いものですから、一時、ここで休憩をいただければと思います。よ

ろしく願います。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。午後は一時より開会いたします。

（午後 0 時 00 分休憩）

（午後 0 時 59 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。説明を続けてください。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、説明を続けさせていただきます。議案説明資料の 7 ページでございます。

基本目標の三つ目でございます。健康で充実した福祉のまちにしましょうということで掲げております。ここは健康・福祉・子育て部門になります。誰もが健康で安心して生活でき、年齢や障がいの有無にかかわらず、生き生きと住み続けられるよう支援する。また、子育て世代には、安心して出産、子育てできる環境を整備し、継続して支援をしていくといったものが取組みの方向性でございます。

基本施策として四つほどあげておりますが、一つ目で、健康づくりの推進をあげております。健康の推進、生活習慣や食習慣の改善指導を通して健康づくりを推進していくといったものが主な内容でございます。

基本施策一つあげております。健康づくりのための事業の推進でございます。先ほどまでは主な事業、指標、説明をさせていただいておりましたが、こちらにつきましては、以降、省略の方をさせていただければと思います。記載のとおりでございます。

続きまして、基本方針の二つ目です。高齢者福祉の充実ということで掲げております。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩入れます。

（午後 1 時 01 分休憩）

（午後 1 時 02 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画観光課長（林田浩之君） 基本方針の二つ目で、高齢者福祉の充実というところで掲げているところです。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、高齢者自らも健康づくり・介護予防に努めながら、介護が必要な際には状態に応じた介護保険サービスの提供を受けることができ、病気の際には必要な医療の提供を受けることができる体制を整備する。また、地域ぐるみの見守りや生活支援が受けられるような「多良木町版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関及び地域包括支援センター等多職種連携により高齢者福祉の充実を図るといった内容でございます。

基本施策二つあげておりますが、一つ目が、高齢者が必要とするサービスの確保ということであげております。以下記載のとおりです。基本施策の二つ目として、高齢者が安心して暮らすことができる環境づくりの方をこちらも基本施策としてあげているところです。以下記載のとおりでございます。

また基本方針三つ目ということで、子育て環境の整備、また充実、そして発信ということで掲げております。少子化の進行と過疎化を抑制するための人的・財政的支援。また、子どもを産みやすく、育てやすい環境の整備、また充実。子育てしやすい多良木町を町外に発信していく。また、子育て世代の移住といったものの内容となっているところです。

基本施策として二つ掲げております。まず一つ目、出産しやすい環境の整備というところで、主な事業は、以下記載のとおりでございます。二つ目の基本施策として、子育てしやすい環境の整備ということ掲げております。主な事業等、記載のとおりでございます。

最後の四つ目の基本方針で、障がい者福祉の充実を掲げております。関係機関と連携し、障がい者の自立に向けた支援、福祉の充実を図るといった内容になっております。基本施策を一つあげておりますが、障がい者計画に基づく事業の推進ということで掲げているところでございます。以下記載のとおりでございます。

次に、目標、五つのうちの四つ目でございます。歴史文化を大切に、地域資源を活かした、活力あるまちにしましょうというところで、産業・文化に関する分野になります。取組みの方向性として、下の通り書いております。農地や山林が持つ多面的機能を維持させながら、担い手の確保や生産基盤の強化、農地集積や集約化、ICT を活用した機械の導入による省力化を進め、経営の安定化を図る。また、高収益な農林産物の生産に取り組み、地域商社等と連携を図りながら農林業の所得向上に繋げる。また、商工会をはじめとした関係団体と連携しながら、担い手の確保対策、空き店舗対策や地場産業活性化対策に取り組み、町のにぎわいを創出する。それから、観光業は、貴重な歴史文化遺産や多良木町都市農山村交流施設、こちらブルートレインたらぎですけれども、などの地域資源を活かし、近隣市町村や関係機関と連携しながら新たな観光事業開発に取り組み、コロナ禍で落ち込んだ観光客の誘致に取り組むといった取組みの方向性でございます。

基本方針、四つのうちの一つにあたります歴史文化遺産の保護と活用の推進というところで、こちらも括弧書きしておりますが、多良木町教育大綱を含む部分でございます。町内の歴史文化遺産を適切に保護・継承、歴史文化遺産の価値を再確認、情報を町外に発信そして観光資源としての活用をしていくといった内容となっております。

基本施策一つあげております。歴史文化遺産の保護と活用でございます。以下記載のとおりでございます。

次に、基本方針二つ目です。力強い農林業づくりの推進ということで掲げております。農地や山林が持つ減災や環境保全、良好な景観の形成など多面的機能の維持。担い手を確保し持続可能な農業及び林業推進。担い手の柱である広域農業法人等の育成、高収益作物などの生産、農地集積やスマート農業の導入、高性能林業機械を利用した作業システムの再構築など、効率的で生産性の高い、地域に根差した魅力ある力強い農林業を推進していく。また、「一般財団法人たらぎまちづくり推進機構」と連携して、農林・畜産物などの高付加価値化や多様な販路を開拓するなど、稼げる農林業を目指すといった内容のものでございます。

基本施策、四つほどあげておりますが、そのうちの一つで、農業の振興を掲げております。以下記載のとおりでございます。

基本施策の二つ目として、農業生産基盤強化及び農地整備というところをあげております。以下記載のとおりでございます。

続きまして、基本施策の三つ目です。林業の振興というところで掲げております。以下記載のとおりでございます。

基本施策の四つ目で、林地荒廃防止対策について掲げているところです。主な事業等は記載のとおりでございます。

次のページに移ります。基本方針の三つ目というところで、活力ある地域経済づくりの推進を掲げているところです。商工会等関係団体と連携した、地域経済や地場産業の活性化につながる支援を行う。また、情報通信技術を扱う企業の誘致を行いながら、雇用の場の増加や街中のにぎわい創出に向けた取組みを推進していく。また、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるため、国、県とともに財政的支援を行うといったものが主な内容になります。

そのため基本施策を三つほどあげております。その一つ目が商工業の振興でございます。以下記載のとおりです。

二つ目として、地域経済の振興もあげているところです。こちら記載のとおり、下にあげておるところです。

三つ目として、しごとづくりの推進を掲げております。主な事業等記載のとおりでございます。

そして四つ目、最後の基本方針ですが、魅力ある観光地域づくりの推進というところで上

げているところです。豊かな自然と美しい田園風景、貴重な歴史文化遺産、ブルートレインたらぎなど、観光資源の魅力向上を図りますというところです。町外へ向け情報発信し、観光客の誘致や関係人口の増加に向けた取組みを推進していく。人吉球磨地域の市町村で、広域的に連携しながら魅力ある観光地域づくりのための観光ルートの構築、商品の開発、また情報発信などを推進していく。また、インバウンドをはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨で減少した国内外の観光客に、再び来てもらえるような魅力ある観光地域づくりを推進していくといったものが主な内容でございます。

基本施策として一つあげております。地域観光の振興でございます。以下記載のとおりでございます。

最後、基本目標の五つ目でございます。持続可能なまちづくりを目指しましょうというところで、行政・財政の分野に関わるということです。住民協働の下、財政に裏付けられた効果的・効率的な行政運営をしていく必要がある。また、人口減少を抑制するため、地方創生や移住定住に取り組みながら、雇用の場や人材の確保を推進していく。また、人口減少や過疎化などの課題を、大学や企業と連携し、様々な方策を検討し、解決に向け取り組むといったところです。

基本方針ということで、三つあげておりますが、一つ目ここに書いてあります通り、持続可能な行財政運営というところをあげているところです。主な内容というところであげております。行政区活動などの活性化を図りながら住民と協働し、住民ニーズに応じた効果的・効果的な行政運営を行う。また、財政の中長期的な計画に基づき、限られた財源で最大の効果を発揮できるよう重点的、効率的に財源を配分する。また、税込、ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保に努める。近隣市町村との広域連携、事務事業の見直し、職員研修を実施しながら、住民サービスの維持・向上や事務事業の効率化を図るといったものが主な内容となっております。

基本施策として六つ掲げております。そのうちの一つ、定住自立圏構想の推進でございます。以下記載のとおりです。

基本施策の二つ目として、公共施設の適正な管理運営。また基本施策の三つ目として、適正な行政運営。また基本施策の四つ目で、活力あるコミュニティづくりの推進。また五つ目で、行政改革の推進。最後、六つ目に、利便性の高い行政サービスの提供といった基本施策を掲げているところでございます。

続きまして、基本方針の二つ目でございます。地方創生の推進というところで掲げております。主な内容は次のページです。多良木町総合戦略に基づいた事業を重点施策として実施していく。また、交流人口、関係人口を増加させ、移住定住に繋げるといった内容となっております。基本施策として一つあげております。総合戦略に基づく事業の推進でございます。以下記載のとおりです。

基本方針の三つ目として、産官学連携の推進というところであげているところです。町には無いノウハウや専門的知見を持っている大学や企業と協力し、新しい手法の検討や新たな取組みを推進していくといった内容となっております。

以上、町の将来像をですね、実現するために、五つのまちづくりの目標、また19の基本方針を設定しまして、40の基本施策の展開を図っていくという計画のものでございます。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 日程第8 「議案第44号」 多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第8、議案第44号、多良木町行政手続等に係る押印見直

しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて、説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 44 号についてご説明申し上げます。

多良木町行政手続等に係る押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で行いますので、そちらをお願いいたします。

まず、主な内容でございます。令和 3 年 11 月 1 日に策定しました多良木町行政手続における押印等見直し方針に基づき、押印の存続又は廃止の見直し方針の結果に応じて関係条例を改正するものでございます。

新旧対照表の内容の方をご説明申し上げます。まず第 1 条関係で、多良木町職員のサービスの宣誓に係る

○議長（高橋裕子さん） すいません、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 19 分休憩）

（午後 1 時 19 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（仲川広人君） 新旧対照表の方です。まず第 1 条関係で、多良木町職員のサービスの宣誓に関する条例でございます。改正前の別記様式中の㊦を削るものでございます。

次が第 2 条関係で、多良木町固定資産評価審査委員会条例で、改正前の第 4 条、これは審査の申出になっております。第 4 項、審査申出書の押印規定を削りまして、以降の項を繰上げるものでございます。改正前の第 8 条、口頭審理になっております。第 5 項の口述書における提出者の署名押印規定を削るものでございます。

第 3 条関係でございます。多良木町予防接種健康被害調査委員会設置条例の改正前の第 8 条、記録になっております。第 2 項が会議録の署名押印規定になっておりますので、それを削るものでございます。

次に第 4 条関係でございます。多良木町火入れに関する条例、改正前の第 1 号様式中の印を削るものでございます。

次に第 5 条関係で多良木町地籍調査測量による標識等の管理及び保全に関する条例でございます。改正前の第 1 号様式、第 2 号様式中の印を削るものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和 4 年 4 月 1 日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

## 日程第 9 「議案第 45 号」 多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、議案第 45 号、多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 45 号についてご説明申し上げます。

多良木町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方でご説明を申し上げます。

まず主な内容でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止に伴う引用規定の改正でございます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

(午後 1 時 22 分休憩)

(午後 1 時 23 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（仲川広人君） 新旧対照表の内容でございます。改正前の第 2 条、定義になっております。第 1 号ただし書中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改正をするものです。

同じ条の第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項」を「個人情報保護法第 2 条第 2 項」に改正するものです。

同じ条の第 3 号中「行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項」を「個人情報保護法第 2 条第 3 項」に改正をするものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

### 日程第 10 「議案第 46 号」 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 46 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 46 号についてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料でご説明を申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

(午後 1 時 25 分休憩)

(午後 1 時 25 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（仲川広人君） まず主な内容でございます。令和 3 年の人事院の申出に基づきまず総務省通知、これは職員の育児休業等の一部改正についてでございます。それに基づく改正でございます。

新旧対照表の内容をご説明申し上げます。まず 1 点目ですが、育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」との要件の廃止をするものでございます。改正前の第 2 条、これは育児休業をすることができない職員の第 3 号ア（ア）これは任命権者を同じくする職、継続 1 年以上在職非常勤職員、これを削るものでございます。

米印を記載しておりますが、在職 1 年以上の規定を削除することで要件を廃止するものでございます。同号ア（イ）中の「特定職」の定義を加えて、同号ア中（イ）、（ウ）を繰上げるものでございます。

改正前の第 17 条、こちらは部分休業をすることができない職員でございます。第 2 号中、ア特定職継続 1 年以上在職非常勤職員、これはできない職員の除外規定になっております。イ規則で定める非常勤職員を削り、同号中に削る前のイの内容を規定するものでございます。米印の部分は先ほどと同じでございます。

次の 2 点目でございますが、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認ということで第 21 条を挿入するものでございます。

3 点目が勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）になります。こちらを第 22 条に

挿入をいたすものでございます。この条文の挿入によりまして、改正前の第 21 条を繰下げるものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和 4 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**日程第 11 「議案第 47 号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて**

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 11、議案第 47 号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

仲川総務課長。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 29 分休憩）

（午後 1 時 30 分開議）

**○議長（高橋裕子さん）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○総務課長（仲川広人君）** 議案第 47 号についてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたします。

主な内容でございます。令和 3 年人事院・熊本県人事委員会勧告に基づく給与改正でございます。年間 4.45 月分を 4.30 月分期末手当の支給月数を引下げ、本来ならば 12 月に行われる予定だった期末手当の引下げの相当額は、令和 4 年 6 月の期末手当で調整を行うこととするものでございます。

新旧対照表の内容をご説明申し上げます。まず第 1 条が、一般職の職員の給与条例の改正でございます。改正前の第 19 条、期末手当になります。第 2 項中、期末手当基礎額に乘じる率「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改正するものでございます。マイナスの 7.5 でございまして、年間でマイナス 15.0 となるものでございます。

同条第 3 項中、これは再任用職員になります。その中の読替規定「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改正するものです。マイナスの 5.0 で、年間 10.0 とするものでございます。

次に第 2 条関係が、任期付職員の給与の特例に関する条例でございます。改正前の第 5 条、一般職給与条例適用除外等ということで、第 2 項中の読替規定「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改正するものでございます。マイナスの 5.0 で、年間でマイナス 10.0 となるものでございます。

附則といたしまして第 1 条が施行期日で、公布の日とするものでございます。

第 2 条が令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、改正後の規定により支給される額から、職員の区分に応じて、令和 3 年 12 月に減じられるべきだった額を控除した額を支給するものとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

日程第 12 「議案第 48 号」 多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 48 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、説明を求めます。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、議案第 48 号についてご説明申し上げます。

議案第 48 号、多良木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の方で説明させていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 34 分休憩）

（午後 1 時 35 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 35 分休憩）

（午後 1 時 35 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） まず、今回の条例改正の主な内容としまして、消防団員の年額報酬の改正、それと消防団員の出勤報酬の創設でございます。

今回の条例改正の背景としまして記載をしております。国は、全国的な消防団員の減少に歯止めがかからず、このままでは地域防災力の低下、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすことへの強い危機感を持っているということでございます。これを受けまして国は、「消防団の処遇等に関する検討会」を開催しまして、検討会による中間報告を受け、それらを踏まえた「消防団員の報酬等の基準の策定等について」という通知を全国の自治体に発出し、適切に取り組みを求めているものでございます。

この消防団員の処遇につきましては、処遇改善、米印で記載しておりますが、処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保に資するとの発想からきているものでございます。

本町においても団員数が減少し、近年、多発化・激甚化する災害対応への懸念を抱いているところでございます。

新旧対照表の方を説明いたします。まず第 8 条でございます。こちら条文の整理ということで、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下「災害」という。）」ということで条文の整理を行っております。

次に第 12 条でございます。見出しの「報酬及び費用弁償」の「及び費用弁償」を削りまして、第 12 条には「報酬」についてを規定しまして、「費用弁償」につきましては、第 13 条に規定をしております。

次の第 12 条第 1 項に「団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。」ということで、報酬を 2 種類、年額報酬と出勤報酬ということで追加をしております。

次に第 12 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 10 号まで階級ごとの年額報酬を改正ということで規定しております。こちらの金額につきましては、上球磨 4 町村協議いたしまして、同額ということであげております。まず第 1 号の団長でございますが、改正前が 11 万 3,000 円から改正後 11 万 6,000 円、3,000 円の増ということで規定しております。第 2 号の副団長でございますが、改正前 9 万 4,000 円から改正後は同額ということで、改正を行っていな

いところでございます。次に第3号、分団長につきましては6万2,000円から7万3,000円と、1万1,000円の増ということでしております。第4号の部長、第5号の女性隊長につきましては4万4,000円から4万6,000円、それぞれ2,000円ずつの増としております。次に第6号の班長、第7号の指導員、第8号の自動車運転手につきましては3万5,000円から3万9,000円、4,000円の増ということでしております。9号の団員、10号の女性隊員につきましては、3万円から3万7,000円、7,000円の増としております。11号のその他団員でありますが、こちらにつきましては、消防団OBの機能別団員の方でありますが、1万2,000円ということで、こちら改正はしていないところでございます。

次に第12条第3項から第5項につきましては、出勤報酬について規定をしております。こちらにつきましても、上球磨4町村で協議しまして、同額ということで規定をしております。こちら米印で記載しておりますが、国からは、災害（水火災及び地震等の災害）に関する出勤については、1日当たり8,000円の標準額が示されているところでございます。これを受けまして、第12条第3項を団員が災害及び行方不明者捜索の職務に従事する場合においては、1日につき2,000円の出勤報酬を支給する。

第4項におきまして、前項の場合において、1日の従事時間が2時間を超えるときは、以後2時間ごとに2,000円の出勤報酬を同項に規定する額に加算して支給することとしております。

第5項で、団員が警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、1日につき1,500円の出勤報酬を支給することとしております。改正前の第12条第4項については、団員の費用弁償の支給に関する部分を規定しておりましたが、こちらを改正後の第13条として挿入しております。

以降の第14条から第17条までは、改正後の第13条を挿入いたしましたので、それに伴い、各条を繰り下げるものでございます。

附則の施行日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で説明終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後1時42分休憩）

（午後1時42分開議）

### 日程第13 「議案第49号」 令和3年度多良木町一般会計補正予算（第10号）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第13、議案第49号、令和3年度多良木町一般会計補正予算（第10号）について、説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第49号、令和3年度多良木町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによるものでございます。

まず第1条で歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,052万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,269万円とするものでございます。

第2条におきまして継続費を規定いたしております。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」によるものでございます。

第3条で債務負担行為の補正を行っております。

第4条では、地方債の補正を行っております。

内容につきましては、議案説明資料で説明させていただきますので、そちらをお願いいたします。

まず主な内容でございますが、年度末へ向けまして、各事業の精算による減額や、国県支出金等の特定財源と歳出の調整が主でございます。また令和4年度へ事業が継続する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の継続費を設定をするものでございます。

第2表の継続費でございます。款3、民生費、項1、社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費でございます。総額1億3,534万8,000円で、年割額が令和3年度1億2,523万7,000円、令和4年度1,011万1,000円でございます。

次に、第3表の債務負担行為の補正でございます。変更を行っております。事項の1、第二多良木地区水利施設等保全高度化事業で限度額の補正後が、2の(1)番になりますが、借入金額1,227万円とするものでございます。409万5,000円の増とするものでございます。(4)のイの償還方法ですが、年賦金95万4,918円以内とするものでございます。

事項2の鮎之瀬地区事業は同じでございます。限度額の補正後の2の(1)の借入金額ですが、582万円とするものでございます。244万5,000円の増とするものです。(4)のイの償還方法ですが、年賦金45万2,944円以内とするものです。いずれも県営土地改良事業における事業量の増加による分担金の増でございます。

次に、第4表の地方債の補正でございます。変更を行うところです。起債の目的の2の過疎対策事業債、限度額の補正後が5億4,960万円で、930万円の減額を行うものでございます。主な内容といたしましては、社会資本整備総合交付金事業、県営土地改良事業などの事業費実績見込み、またソフト事業の充当替えによるものでございます。

3の緊急防災・減災事業債で限度額の補正後を1,350万円とするものでございます。50万円の減とするものです。主な内容としましては、事業費の実績見込みによるものでございます。

4の災害復旧事業債です。限度額の補正後が2,480万円とするものでございます。290万円の減とするものです。主な内容は、事業費実績見込み、事業費変更によるものでございます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。まず歳入ですが、款1、項1、町民税、目1、個人、節1、現年課税分で2,000万円。款1、項2、固定資産税、目1、節1、現年課税分で1,400万円。款1、項2、固定資産税、目1、節2、滞納繰越分で100万円の減。款1、項3、軽自動車税、目2、種別割、節1、現年課税分で110万円。これら年度末までの収入見込額を追加をするものでございます。

次に、款の12、項の1、目1、節1、農業費分担金で631万3,000円の追加でございます。説明欄のとおり県営土地改良事業における事業量の増加でございます。

款の13、項の1、使用料、合計で994万8,000円の減額を行うものでございます。各目節、説明欄のとおり実績見込みによる減額でございます。

次に、款14、項1、目1、民生費国庫負担金で255万4,000円の減額を行うものです。各節、説明欄のとおり交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。款の14、項の1、目3、節1、公共土木施設災害復旧費負担金で180万4,000円の減額を行うものです。令和2年災分の翌年度予算計上及び精算見込みによる減額でございます。

款の14、項の2、目の1、節の1、総務費補助金で143万円の追加でございます。個人番号カード交付事業の実績見込みによる増減、また社会保障・税番号システム整備費補助、これは転出、転入のワンストップ化の分で、国費10分の10の追加でございます。款14、項2、目2、節1、障害者福祉費補助金で186万8,000円の減額でございます。交付見込みによる減額でございます。款の14、項の2、目の2、節2、児童福祉費補助金、教育・保育給付交付金から子育てのための施設等利用給付交付金までは実績見込みによる増減を行っております。子育て世帯への臨時特別給付金事業費・事務費につきましては、翌年度予算計上分を減額いたしております。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金で172万1,000円の追加で

ございます。国費 10 分の 10 で、2・3 月分の賃金改善分でございます。款の 14、項の 2、目 2、節 4、社会福祉費補助金で 4,699 万 8,000 円の減額でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の令和 4 年度継続費分を減額するものでございます。款の 14、項の 2、目 5、節 1、道路橋りょう費補助金で 1,730 万 1,000 円の減額でございます。社会資本整備総合交付金の交付内示によるものでございます。

款 15、項 1、目 1、民生費県負担金で 482 万 4,000 円の減額でございます。各節、説明欄のとおり交付決定や事業実績見込みによるものでございます。

款 15、項 2、目 1、節 3、球磨川水系防災・減災ソフト対策等県補助金で 400 万円の減額でございます。避難所整備事業分の減額でございます。入札不調のために翌年度予算へ計上をするものでございます。

款 15、項 2、目 1、節 4、移住支援事業費県補助金で 150 万円の減額でございます。実績なしのため減額するものでございます。

款 15、項 2、目 2、民生費県補助金から目の 4、農林水産業費県補助金につきましては、各節、説明欄のとおり交付決定や実績見込みなどによる増減でございます。

款 15、項 2、目 4、節 2、地籍調査事業費県補助金で 189 万 9,000 円の減額でございます。減額となっておりますが、中身には追加補助が含まれておりまして繰越事業を予定しているものでございます。

款の 15、項 2、目 4、節 3、林業費県補助金で 2,236 万 8,000 円の減額でございます。説明欄のとおり令和 3 年大雨災害の影響により、事業量が減少したためでございます。

款 15、項 2、目 5、節 1、住宅費県補助金で 324 万 3,000 円の減額でございます。実績なしのため減額をするものでございます。

款 15、項 2、目 7、節 1、林業用施設災害復旧費県補助金で 970 万 7,000 円の追加でございます。令和 2 年災分は事業箇所及び事業費の精査による減額となっておりますが、令和 3 年災分が追加となっております。款 15、項 2、目 7、節 2、農業用施設災害復旧費県補助金で 1,964 万 2,000 円の減額でございます。補助金割当決定に伴うものでございます。款 15、項 2、目 7、節 3、平成 28 年熊本地震復興基金交付金で 150 万円の減額でございます。これは、熊本県戸建木造住宅耐震改修等促進事業分でございます。実績によるものでございます。

款 17、項 1、目 1、節 1、一般寄附金 234 万 4,000 円の追加でございます。人吉・球磨林業機械センター分が 202 万 5,000 円でございます。解散に伴います繰越利益剰余金分を寄附されたものでございます。その他は企業、個人分でございます。款 17、項 1、目 2、節 1、指定寄附金で 230 万円の追加でございます。社会保障指定寄附ということで個人から国民健康保険事業への寄附を行っていただいているものでございます。

款 18、項 1、目 1、節 1、多良木町減債基金繰入金で 1 億 825 万円を減額するものでございます。今回の補正で町税の追加、また各事務事業の減額補正などでの一般財源の余剰分について、当初予算で財源調整のために計上しておりました減債基金の取替しを取りやめる、一部取りやめるものでございます。

款 20、項 3、目 5、節 1、造林受託事業収入で 134 万 5,000 円の減額でございます。森林研究・整備機構造林受託事業収入の事業実績によるものでございます。款 20、項 4、目 4、節 1、雑入です。説明欄のとおり、実績見込みによる減額がほとんどでございます。派遣職員給与等負担金で 464 万 5,000 円、球磨村派遣職員給与費を追加をいたしております。熊本県市町村振興協会市町村交付金で 388 万 5,000 円、これはハロウィンジャンボ宝くじの収益金でございます。内容につきましては、図書館またはリサイクル経費に充当をするものでございます。多良木学園指定管理者委託料過年度分返還金で 438 万 3,000 円を追加をするものでございます。令和 2 年度委託料精算分でございます。

款 21、項 1、町債、合計で 1,270 万円の減額をするものです。各目節、説明欄のとおり事業実績見込みによる増減を行っております。また過疎債ソフト事業分につきましては、木材需要拡大推進事業が対象外となりましたので、子ども医療費助成事業に 100 万円、地産地消推進事業に 50 万円、住宅リフォーム事業へ 100 万円充当替えを行っているところでございます。

次に歳出でございますが、歳出につきましては、もうほとんど主に不用額の整理となっております。款の 2、項 1、目 13、諸費でございます。節 18、負担金補助及び交付金で、補助金のくま川鉄道経営安定化補助で 193 万円を追加いたしております。令和 3 年度の施設整備分になります。

款 2、項 1、目 18、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、節 18、負担金補助及び交付金の負担金で、営業時間短縮要請負担金で 67 万 2,000 円を追加いたしております。新型コロナの第 4・5 波分の不足額を追加するもので、これは県へ支出をするものでございます。

款 2、項 3、目 1、戸籍住民基本台帳費で節 12、委託料、住民記録システム改修委託料で 237 万 6,000 円を追加するものでございます。法改正に伴うシステム改修分の追加でございます。

款 3、項 1、目 3、国民健康保険費で節 27、繰出金です。国民健康保険特別会計のその他一般会計繰出金で 230 万円を追加するものです。歳入で説明いたしました、指定寄附金分になります。款 3、項 1、目 4、障害者福祉費です。節 19、扶助費で、説明欄のとおり年度末までの支出見込額で増減を行っております。款 3、項 1、目 10、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費で 1,011 万 1,000 円を減額いたしております。継続費設定に伴いまして、令和 4 年度分を減額するものでございます。

款 3、項 2、目 1、児童福祉総務費です。節 22、償還金利子及び割引料で、国県補助金等返納金で 472 万 5,000 円を追加いたしております。令和 2 年度の子ども・子育て支援交付金で、国の分になります。款 3、項 2、目 2、児童措置費で、節 18、負担金補助及び交付金で補助金でございます。障害児保育事業補助で 203 万 4,000 円の追加をするものです。対象児童が増加するためでございます。保育士等処遇改善臨時特別事業補助で 162 万 2,000 円追加をするものでございます。国の施策によりまして追加でございまして、各園、令和 4 年 2 月・3 月分、国庫 10 分の 10 のものになります。節 22 の償還金利子及び割引料で、国県補助金返納金が 949 万 9,000 円でございます。令和元年・2 年度の教育・保育給付費、施設等利用給付費分、国県分になります。款 3、項 2、目 5、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で 541 万 5,000 円の減額でございます。令和 4 年度予算計上分を減額するものでございます。

款 3、項 3、目 1、災害救助費、節 22、償還金利子及び割引料で、国県補助金等返納金で 94 万 5,000 円を追加するものです。令和 2 年 7 月豪雨災害の災害救助法適用分でございます。避難所支援以外の超過勤務手当が対象とならないということになったために返納を行うものでございます。

款 4、項 1、目 1、保健衛生総務費です。節 18、負担金補助及び交付金で、負担金で、公立多良木病院企業団の病院事業分に 864 万 4,000 円を追加するものでございます。これは交付税算入分の確定精算による追加でございます。

款 6、項 1、目 9、地籍調査事業費で 104 万 1,000 円の減額をするものでございます。減額をしておりますが、補助金の追加交付で繰越を予定するものでございます。各節、説明欄のとおり増減を行っております。款 6、項 1、目 11、ほ場整備事業費で、節 18 の負担金補助及び交付金で、負担金で、説明欄のとおり県営土地改良事業分の追加を行っております。

款 6、項 2、目 3、造林費で 3,272 万 7,000 円の減額を行うものでございます。主に間伐

事業におきまして、令和3年大雨で県道中河間多良木線が被災したために、施工予定箇所の変更により、事業量が減となったものでございます。

款8、項1、目1、土木総務費、節18、負担金補助及び交付金で797万5,000円を減額するものでございます。補助金で説明欄のとおり、申請実績なしのために減額を行うものでございます。

款8、項2、目4、社会資本整備総合交付金道路整備事業費で3,511万9,000円を減額するものでございます。事業実績見込みによる減額でございます。

款9、項1、目4、災害対策費、節14、工事請負費で指定避難所整備工事600万円を減額するものでございます。入札不調によりまして、翌年度に延期するための減額でございます。

款11、項1、目1、農業用施設災害復旧費1,709万5,000円の減額でございます。こちらの実績見込みによる減額でございます。款11、項1、目2、林業用施設災害復旧費で416万5,000円の追加を行うものでございます。事業費精査による減額と、令和3年災分の追加を行っているものでございます。

款11、項2、目1、公共土木施設災害復旧費で1,047万9,000円の減額を行うものでございます。翌年度予算計上などによる減額を行うものでございます。

最後に、末尾の添付の調書等でございますが、給与費明細書、それから継続費調書の中で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費ですが、財源内訳の欄で国庫支出金の年度配分都合によりまして、令和3年度に一般財源を付けて計上いたしております。令和4年度に一般財源分の国庫支出金が歳入されるために、令和4年度の一般財源はマイナス計上を行っているところでございます。

あとは債務負担行為調書、地方債現在高調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 暫時休憩いたします。

（午後2時05分休憩）

（午後2時13分開議）

#### 日程第14 「議案第50号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第3号）

**○議長（高橋裕子さん）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、議案第50号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

**○住民ほけん課長（岡本雅博君）** 議案第50号につきましてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,311万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,624万8,000円とするものでございます。

説明につきましては、説明資料の方で説明させていただきたいと思っております。そちらをお開きください。よろしいでしょうか。

主な内容といたしましてですが、国保税の歳入見込み、それから交付金の交付決定等に伴う繰入金の減額等によるものでございます。

事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございますが、款の1、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税2,850万円の減でございます。これ歳入見込みによる減

額となっております。補正後の予算額が2億2,308万8,000円でございます。補正後におきましては1,445世帯、2,354名が対象となるところでございます。

次に、款の3、項の1、目の1、保険給付費等交付金、節の2、特別交付金におきまして1,142万2,000円の減額でございます。これは国保市町村事務処理標準システム導入を取りやめたことによる減額でございます。この標準システムにつきましては、令和7年度に国のシステムの方に全ての町村が移行するということになっておりまして、その前の段階で県の方で取りまとめをするというふうになっておりましたが、精査した結果、委託料等の問題によりまして、どうもデメリットの方が大きいだろうという結論に至りましたので、今回、取りやめたということでございます。

次、款の5、項の1、目の1、一般会計繰入金でございます。そのうち節の1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）が73万9,000円の増。節の2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で319万4,000円の減。節の5、財政安定化支援事業繰入金で51万9,000円の減でございます。これは県の交付決定等に伴う増減となっております。次に、同じ目で節の6、その他一般会計繰入金230万円の増でございます。これ一般会計のところの説明があつたと思いますが、国民健康保険への指定寄附があつたことに伴って繰入れるというものでございます。

款の6、項の1、目の1、その他繰越金、節の1、その他繰越金でございます。1,748万1,000円の増でございます。これは歳入減に伴う財源充当のための繰越金を予算化するというものでございます。

次に、歳出を申し上げます。款の1、項の1、目の1、一般管理費、節の12、委託料1,458万6,000円の減でございます。歳入のところでは申し上げましたとおり、標準システムの導入を取りやめたことによる減額をするものでございます。款の1、項の1、目の2、国民健康保険連合会負担金、節の18、負担金補助及び交付金1,142万3,000円の減でございます。これも国保市町村事務処理標準システム導入を取りやめたことによる減額となっております。

次に、款の7、項の1、目の1、国民健康保険給付基金積立金、節の24、積立金203万2,000円の増でございます。国民健康保険へ指定寄附があつたために、全額基金へ積立てをするというものでございます。

款の8、諸支出金、項の1、目の6、その他償還金、節の22、償還金利子及び割引料48万9,000円の増額でございます。これは令和2年度の補助金の精算に伴う返還金でございます。末尾に給与明細書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

#### 日程第15 「議案第51号」 令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 補正予算（第1号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第15、議案第51号、令和3年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第51号を説明させていただきます。

令和3年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ833万2,000円とするものでございます。

説明資料をお開きください。議案説明資料の方でご説明申し上げます。

主な内容でございますが、補助金交付決定見込みによる補助金の増額、令和2年度分補助金精算に伴う返還金が主な補正の内容でございます。

事項別明細書の主なものを説明を申し上げます。歳入でございますが、款の1、項の1、目の1、へき地診療所運営費県補助金220万2,000円の増額でございます。交付決定の見込みによる増額となっております。

款の2、繰入金、項の1、同じ、目の1、一般会計繰入金137万7,000円の減となっております。これは県補助金の増額に伴って、一般会計からの繰入金を減額するというものでございます。

歳出でございますが、款の1、項の1、目の1、一般管理費、節の22、償還金利子及び割引料82万5,000円の増額でございます。令和2年度へき地診療所運営事業県補助金の精算に伴う返納金というふうになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

### 日程第16 「議案第52号」 令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第16、議案第52号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第52号、令和3年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和3年度多良木町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,112万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,721万5,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正としまして第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

説明資料の方をお開きください。今回の補正の主な内容としましては、一般会計繰入金の減額、流域下水道事業債及び公営企業会計適用債の減額、流域下水道整備事業負担金の補正となっております。

第2表としまして地方債の補正でございますが、起債の目的は、下水道事業債、補正前における限度額が1,400万円でしたが、補正後におきましては500万円ということで、900万円の減額となっております。起債の方法、利率、償還の方法におきましては、補正前に同じでございます。減額の理由としましては、流域下水道整備事業に係る負担金の減額により500万円、公営企業法適用に係る経費の減額により400万円の減額となっております。

次に、事項別明細について主なものをご説明申し上げます。

まず歳入でございます。款の4、繰入金206万1,000円の減額となっております。歳出予算における一般管理費の減額に伴う減ということになっております。

次に、款の7、項の1、目の1、節の1、流域下水道事業債で500万円の減額です。こちらは先ほど述べましたとおり、流域下水道整備事業負担金の減額に伴う減額ということになっております。次に、節の2、公営企業会計適用債400万円の減です。こちらでも地方公営企業法適用支援業務委託の減額に伴う減ということになっております。

次に、歳出でございます。款の 1、項の 1、目の 1、節の 18、負担金補助及び交付金、説明欄で、流域下水道整備事業負担金 610 万 1,000 円の減額です。こちらにつきましては、令和 3 年度における計画の一部を令和 2 年度国の補正予算で一部前倒し実施され、またコロナウイルス感染症に伴い、一部事業を後年度へ見送ったことに伴いまして、本年、令和 3 年度の負担金が不用となったことによる減額となっております。

次に、款の 2、項の 1、目の 1、節の 12、委託料 409 万 3,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、地方公営企業法適用支援業務委託の決算見込みに伴う減額となっております。最後に、節の 18、負担金補助及び交付金で 100 万円の減です。こちらは排水設備接続助成金の決算見込みに伴う減額となっております。

最後に、末尾に給与費明細書、地方債の現在高に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

## 日程第 17 「議案第 53 号」 令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 17、議案第 53 号、令和 3 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

**○福祉課長（新堀英治君）** それでは、議案第 53 号についてご説明申し上げます。

令和 3 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 194 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 8,851 万 7,000 円とするものでございます。

議案説明資料でご説明いたします。

主な内容ですが、各介護事業の決算見込みに合わせて、歳入歳出予算を増減するものでございます。

事項別明細書の主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入ですが、款 3、項 1、目 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 347 万 8,000 円の減。国負担金交付決定に基づく減額でございます。

款 3、項 2、目 1、調整交付金、節 1、現年度分調整交付金 1,811 万 2,000 円の増。国交付金決算見込みによる追加でございます。内訳としまして、普通調整交付金分 1,786 万 2,000 円、特別調整交付金分 25 万円でございます。款 3、項 2、目 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分 44 万 6000 円。目 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、節 1、現年度分 68 万 6,000 円の減。国補助金決算見込みによる追加及び減額でございます。

款の 4、項の 1、目 1、介護給付費交付金、節 1、現年度分 702 万 3,000 円の減。目 2、地域支援事業支援交付金、節 1、現年度分 168 万 7,000 円の減。支払基金決算見込みによる減額でございます。

款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 165 万 3,000 円の減。県負担金変更交付決定に基づく減額でございます。

款の 5、項の 2、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分 79 万 1,000 円の減。目 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、節 1、現年度分 34 万 3,000 円の減。県補助金決算見込みによる減額でございます。

款の 7、項の 2、目の 1、介護保険給付基金繰入金 1,702 万 7,000 円の減。財源調整の結果、基金の取りくずしを必要としなくなったことから減額するものでございます。

款の 8、項の 1、目の 1、繰越金 1,251 万円。今回の補正の財源調整のため、追加を行うものでございます。補正後の予算可能額 6,715 万 3,000 円となっております。

次に歳出でございます。款の 3、項の 1、目の 2、介護予防ケアマネジメント事業費、節 12、委託料 6 万 3,000 円の増。決算を見込んで、不足額を追加するものでございます。

款の 3、項の 2、目の 1、一般介護予防事業費、節 7、報償費 12 万円の減。地域介護予防活動支援事業に係る講師謝礼の分でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域のサロン等が中止になったことによる減額でございます。款の 3、項の 2、目の 1、一般介護予防事業費、節 12、委託料 165 万円の減。新型コロナウイルス感染症の影響により、教室等の開催回数の減による減額でございます。

その他、今回の補正に伴い、財源組替を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 日程第 18 「議案第 54 号」 令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 18、議案第 54 号、令和 3 年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは議案第 54 号につきまして、ご説明を申し上げます。

令和 3 年度多良木町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしまして第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 156 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,108 万 7,000 円とするものでございます。

それでは説明は、議案説明資料で行いますのでお開きください。

主な内容につきましては、交付決定に伴う繰入金及び納付金の減額でございます。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入で、款 3、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金で 156 万 9,000 円の減。

それから歳出でございますが、款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金で 156 万 8,000 円の減でございます。

歳入歳出いずれにおきましても、県からの交付決定に伴う減額ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 日程第 19 「議案第 55 号」 令和 4 年度多良木町一般会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 19、議案第 55 号、令和 4 年度多良木町一般会計予算について、説明を求めます。

仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第 55 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算で第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81 億 8,600 万円と定めるものでございます。

債務負担行為で第 2 条でございます。地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものでございます。

地方債で第3条でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものでございます。

一時借入金で第4条でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用で第5条でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。第1号で、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

以下内容につきましては、議案説明資料で行いますので、そちらをお願いいたします。

まず主な内容でございます。令和4年度の歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用を定めるものでございます。

まず第1表で歳入歳出予算でございますが、令和3年度との比較で7億1,100万円の増ということになっております。

続きまして第2表の債務負担行為でございます。事項1の第二多良木地区水利施設等保全高度化事業で、限度額を2番の(1)借入金額750万円。(2)利息、年2.0%以内とするものでございます。事項2の鮎之瀬地区水利施設等保全高度化事業で、限度額、2の(1)借入金額225万円。(2)利息、年2.0%以内とするものでございます。それぞれ県営土地改良事業受益者負担分の借入金の償還金に対しての助成金とするものでございます。

次に第3表の地方債でございます。起債の目的、限度額、主な事業で説明をさせていただきます。1、臨時財政対策債で4,779万8,000円でございます。こちらは地方交付税の不足額補てん分でございます。2、過疎対策事業債11億5,410万円。中学校校舎改築事業、道路整備事業、県営土地改良事業、またソフト事業でございます。3、辺地対策事業債400万円。林道橋りょう長寿命化事業、犬喰橋です。また消防団ポンプ購入事業でございます。4、緊急防災・減災事業債で770万円でございます。消防団ポンプ購入事業、指定避難所整備事業でございます。5、緊急自然災害防止対策事業債240万円。単県急傾斜地崩壊対策事業で、里城地区でございます。6、災害復旧事業債1億860万円。公共土木施設災、林業用施設災、くま川鉄道災害復旧事業でございます。合計で13億2,459万8,000円でございます。

次に、歳入歳出予算の事項別明細書の末尾添付の調書ですが、給与費明細書、継続費調書、債務負担行為調書、地方債現在高調書を添付いたしております。

一般会計におきましては、非常にこう、範囲が広うございますので、内容の説明につきましては、別冊の令和4年度一般会計当初予算参考資料、こちらの内容をもとに全体像を説明させていただきたいと思っております。主に、前年度との比較で説明をさせていただきます。構成比、伸び率は資料の方に記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

まず、歳入でございますが、1、町税、令和3年度の課税標準額などを参考に算定をいたしております。全体で約3,700万の増となっております。町民税個人現年課税分、固定資産税現年課税分が増という要因となっております。

次の2の地方譲与税から10の地方交付税についてですが、令和4年度国の地方財政計画によりますと、地方交付税等の一般財源総額について令和3年度を上回る額を確保となっております。それに基づきまして見込額を算出して計上いたしております。合計で約1億5,000万ほど増となっております。特に特別交付税につきましては、公立多良木病院の負担金の中で病院事業不採算地区中核病院（不採算地区非常用電源改修事業分）の算入を加算しまして約1億2,000万の増としております。それから地方特例交付金の新型コロナウイルス

感染症対策地方税減収補填特別交付金については、令和3年度のみでの措置でございました。

次に11の交通安全対策特別交付金については前年並みで計上いたしております。

12、分担金及び負担金でこちらも前年度並みですが、県営土地改良事業分につきましては事業量に合わせて減となっております。老人福祉費負担金の軽度生活援助事業費負担金につきましては、令和3年度中で制度変更したために、約470万円増となっております。

13、使用料及び手数料でこちらも前年度並みでございますが、都市農山村交流施設使用料につきましては、過去3年間の実績で算定して、約190万円減で計上をいたしております。

14、国庫支出金、全体で約2億4,000万円増となっております。主な増分として下の方に記載しておりますが、特に中学校改築関係の交付金で約2億1,000万、あと、一つ飛びまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を約1,000万で当初に計上いたしております。これは歳出予算分のみの計上にとどめているところでございます。下の方は、主な減分ということで記載しております。内容につきましては、このとおりとなっております。

次に15、県支出金、全体で約7,800万円の減となっております。主な減分、主な増分については、下に記載のとおりとなっております。

16、財産収入、全体で約1,160万円の減となっております。主に町有林立木売払収入の減で計上をいたしております。

17、寄附金、ふるさと応援寄附金を当初予算額を約1億2,000万としたために、約7,000万円増となっております。

18、繰入金、全体で約860万円の増となっております。主な内容につきましては、森林環境譲与税基金の取りくずしが約1,170万円の増、町づくり推進事業基金取りくずしが約380万円の減などとなっております。また財産区繰入金で約100万円の増となっておりますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員分として繰入れを行うものでございます。

19、繰越金は、前年度並みで計上いたしております。

20、諸収入です。全体で約970万円の増でございます。主な増減分につきましては、以下に記載のとおりでございます。

21、町債です。全体で約2億8,000万の増として計上いたしております。主な増分の中で、中学校校舎改築事業が約5億1,300万円の増ということで計上いたしております。あとは以下で記載のとおりです。下の方には、昨年度と比較して主な減分を記載しております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして歳出でございます。歳出の増減の中で人件費の増減につきましては、人事異動によりまして当初予算と比較したときに増減がっておりますので、その辺はご容赦をお願いしたいと思います。

1、議会費は前年度並みで計上いたしておりますが、期末手当、議員共済、費用弁償、それから郡の町村議会議長会の負担金などは減となっております。

2、総務費、全体で約1億1,900万円の増となっております。項の1の総務管理費で目の1、一般管理費は約2,900万を減で人件費の減が要因でございます。あとは目の10のまちづくり推進事業費で約2,900万円の減でございます。ふるさと納税関係分の経費が減となっております。令和3年度は補正予算で減としたところでございます。目の13、諸費で約2,000万円の減でございます。地域公共交通関係経費を他の目へ移し替えたためのものでございます。目の14、基金費で約1,800万円の減、ふるさとづくり納税寄附基金、寄附金の3割積立としたものでございまして、それと森林環境譲与税基金積立の減でございます。目の16で地域公共交通対策費、約1億200万円でございます。これは目を新設いたしております。これまで複数目に計上しておりました地域公共交通関係経費を集約して計上したものでございます。くま川鉄道経営安定化補助、災害復旧費分ですが、こちらも含んでいるところでございます。目の18、ふるさと納税推進事業費で約8,050万円の増でございます。寄附

金に合わせて計上いたしたところでございます。こちら令和3年度は補正予算で対応しております。次に目の20で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を、約1,060万円計上いたしております。こちらにつきましては、令和3年度の国の補正予算、1番最後の補正予算で、交付限度額分の対象事業となるもので、4月から着手が必要なもののみ計上をいたしております。

あとは項の2の徴税費では、約1,950万円の増でございます。人件費、あとはシステム標準化業務の委託料などが要因でございます。項の3、戸籍住民基本台帳費では、約570万円の増でございます。4の選挙費につきましては前年並みで計上してございまして、参議院議員選挙費を計上して、衆議院議員選挙費は減としております。5の統計調査費、6の監査委員費につきましては、前年並みで計上いたしております。

次に款の3の民生費でございます。全体で約990万円の減となっております。項の1、社会福祉費では、目の10で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費の継続費分、約1,010万円を計上いたしております。2の児童福祉費、項の2の児童福祉費ですが、目の3、学園費で約560万円の減となっております。指定管理委託料が要因でございます。項の3の災害救助費は、前年度並みで計上いたしております。

款の4、衛生費、全体で約1億400万円の増となっております。項の1の保健衛生費で、目の1、保健衛生総務費で約1億3,900万円の増でございます。公立多良木病院企業団の負担金で、非常用電源改修事業などが要因でございます。目の9、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で約3,529万6,000円の減となっております。こちらは、4年度は3回目接種、幼児接種分を計上いたしております。項の2の清掃費は前年度並みで計上いたしております。

款の5の労働費も前年度並みで計上いたしております。

款の6、農林水産業費です。全体で約970万円の増でございます。項の1の農業費で目の10、農地費ですが、約3,300万円の増となっております。人件費と、国営川辺川総合土地改良事業の負担金、受益者分などが増の要因となっております。また目の11のほ場整備事業費では、約4,660万円の減で計上いたしてございまして、農業経営高度化支援事業費補助、これは大久保畑総分が令和3年度にありました。また鮎之瀬地区の土地改良事業などが減の要因となっております。

目の17ですが、米ブランド化推進事業費として約380万円で計上いたしております。こちらは目を新設して計上したところでございます。

項の2の林業費で目の1、林業総務費で約1,280万円の増です。こちらは人件費が要因でございます。目の2、林業振興費で約2,190万円の増となっております。林業・木材産業振興施設等整備事業補助、くまもと間伐材利活用推進事業補助などが増の要因でございます。あと目の3の造林費で約2,300万円の減となっております。伐木造材搬出事業などの事業量の減でございます。

あと目の7、森林環境譲与税事業費で約2,700万の増で計上いたしております。こちらでは中学校用の木製建具購入費などを計上いたしてございまして、また森林経営管理運営協議会の職員を会計年度任用職員へ変更などしまして、他の林業施策との共同目的を持って進めていくものでございます。項の3の水産業費につきましては前年度並みで計上いたしております。

款の7、商工費、全体で約100万円の増でございます。内容につきましては、下に記載の通りが要因でございます。

8の土木費ですが、全体で約1億6,500万円の減となっております。項の2の道路橋りょう費で目の3、社会資本整備総合交付金道路事業費で約1億4,300万ほどの減となっております。町道改良・舗装事業などが要因でございます。また目の5、道路新設改良費で1,870万円の減となっております。令和4年度は廃目ということになっております。項の3の河川

費、項の4の住宅費につきましては、前年度並みで計上をいたしております。項の4の下水道費では、目の1の下水道整備費で約880万円の減となっております。

款の9、消防費、全体で約1,800万円の減となっております。項の1の消防費の目の2で非常備消防費が約360万円の増で、消防団の報酬などの増が要因でございます。目の3の消防施設費では、約1,100万円の減で、貯水槽の設置工事、また積載車の購入などが減の要因でございます。目の4の災害対策費で約1,460万円の減となっております。球磨川水系防災・減災事業の消耗品、指定避難所整備などが要因でございます。

款の10、教育費で、全体で約7億850万円の増となっております。項の1、教育総務費で目の2、事務局費で約3,400万円の増となっております。こちらは人件費でございまして、複数目にこれまで計上しておりました会計年度任用職員の経費を、この事務局費に集約させたために増となったものが主な要因でございます。

2の、項の2の小学校管理費、目の1、学校管理費で約3,800万円の減となっております。こちら先ほどの人件費、会計年度任用職員の人件費が要因で減となっているものです。項の3の中学校費、目の1の学校管理費で約1,280万円の減で、こちらも同様の要因でございます。

目の3の中学校校舎改築事業費で約7億4,470万円の増を計上いたしております。校舎の改築工事などです。社会教育総務費につきましては、以下に記載のとおりでございます。

項の5の保健体育費で、目の2の体育施設費で約460万円の増となっております。令和4年度は、多目的総合グラウンドの陸上競技場公認業務委託料などが要因となっております。目の3の学校給食費では、約1,100万円の減でございます。公用車購入、給食業務委託料などが要因でございます。

款の11、災害復旧費で全体で約6,750万円の減となっております。項の1の農林水産業施設災害復旧費です。目の1の農業用施設災害復旧費で約1,870万円の減。目の2の林業用施設災害復旧費で約1億2,460万円の減で、いずれも令和2年災分が要因となっております。項の2の公共土木施設災害復旧費で目の1、公共土木施設災害復旧費で約7,580万円の増となっております。令和2年災分は減となっておりますが、令和4年災、町道荒水線地すべり災害分が増となっているものが要因でございます。

款の12、公債費、全体で約3,160万円の増となっております。こちらは元金の増でございます。

款の13の予備費につきましては、前年度並みで計上いたしております。次に、歳入予算項目別構成比としてグラフを付けております。自主財源の割合が0.4ポイント減少をいたしております。中学校校舎改築事業等によりまして、国県支出金や町債が増加をいたしております。また特別交付税、公立多良木病院ですが、こちらを増額計上したことによりまして、自主財源の比率が縮小したものでございます。

次に、歳出予算の項目別構成比でグラフを付けております。教育費につきましては、中学校校舎改築事業による増、総務費は、ふるさと納税推進事業等による増、衛生費は、公立多良木病院負担金による増、土木費は、道路整備事業の減、社会保障費関係の民生費は依然として大部分を占めているところでございます。

次に歳出の節合計として一覧表を付けております。その中で、増減額が大きいものを抜き出してこちらに説明書きをいたしております。節の10の需用費で細節の消耗品費ですが、約1,300万ほど減となっております。球磨川水系防災・減災事業、また小中学校関係などが要因でございます。

節の12、委託料で、約8,390万円の減となっております。工事関係の測量設計等委託料、地籍調査業務委託料、ワクチン接種委託料などが要因でございます。

節の14の工事請負費で約5億7,000万増となっております。中学校校舎改築工事、町道

荒水線地すべり災害復旧工事（令和4年災分）などが増となっておりますが、災害復旧工事の令和2年災分、町道改良・舗装工事、集落道路整備工事などは減となっているところでございます。

節18の負担金補助及び交付金で負担金でございますが、約1億1,760万増となっております。公立多良木病院企業団負担金（非常用電源改修事業）、それから国営川辺川総合土地改良事業負担金の受益者分などが増の要因でございます。細節の補助金でございますが、約1億400万ほど増となっております。くま川鉄道経営安定化補助（災害復旧費分）、ふるさと応援寄附事業補助、林業・木材産業振興施設等整備事業補助などは増となっておりますが、農業経営高度化支援事業費補助などは減ということになっております。

節の21、補償補填及び賠償金で約1,500万円の増となっております。町道中島線に伴います移転補償などが要因でございます。

節22の償還金利子及び割引料で約2,960万円の増となっております。こちらは地方債償還金元金などが要因でございます。

節24の積立金でございます。約1,800万円の減となっております。ふるさとづくり納税寄附基金積立、森林環境譲与税基金積立などが要因でございます。

節27、繰出金、約1,000万円の減でございます。国民健康保険特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金などが要因でございます。

その次に普通会計におきます性質別経費の状況ということで資料を付けております。参考に歳出予算を地方財政状況調査作成要領により分類したものを添付いたしております。内容といたしましては、投資的経費が大きく伸びているものでございまして、中学校校舎改築分の増というものでございます。

最後には、普通会計におきます主な投資的経費の状況を一覧でまとめたものをつけております。

以上簡単ですが、令和4年度一般会計の大まかな内容の説明をさせていただきました。詳細につきましては、各常任委員会または担当課で詳しくお尋ねをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

## 日程第20 「議案第56号」 令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第20、議案第56号、令和4年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

**○住民ほけん課長（岡本雅博君）** それでは議案第56号につきましてご説明申し上げます。

令和4年度多良木町の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億966万2,000円と定めるものでございます。

第2条でございますが、歳出予算の流用といたしまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるといことで第1号でございます。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということでございます。では、議案説明資料をお開きください。議案説明資料の37ページでございます。

主な内容といたしましてですが、厚生労働省からの通知「令和4年度国民健康保険特別会計予算編成に当たっての留意事項」及び熊本県が算定する市町村国保事業費納付金・標準保

除料算定結果表に基づき編成をしたものでございます。

本年度の予算総額は、対前年といたしまして1億629万円の増額となっております。被保険者数につきましては2,394人を見込んでおるところでございます。この件に関しましては毎年減少傾向にあるということでございます。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。まず歳入でございます。款の1、項の1、目の1、一般被保険者国民健康保険税2億3,404万9,000円でございます。前年度よりも1,753万9,000円の減となっております。これにつきましては、熊本県から示されました国保事業費納付金の算定額を基本といたしまして、歳出に必要な保険税額を計上させていただいているものでございます。

次に、款の3、項の1、目の1、保険給付費等交付金、節の1、普通交付金につきましては10億4,872万2,000円でございます。前年度より1億4,570万円の増となっております。保険給付費に要する費用を県が負担することになっておりまして、前年度より増額しておりますのは、保険給付費の額が増加傾向にあるためでございます。

次に、款の3、項の1、目の1、保険給付費等交付金、節の2、特別交付金でございます。3,413万7,000円を計上しております。前年に比べまして1,954万円の減となっております。これは県が示す算定額及び国保市町村事務処理標準システムの導入費用分が、昨年度よりもなくなったということ減額になるものでございます。

次が、款の5、項の1、目の1、一般会計繰入金でございます。節の1でございます。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございます。3,563万5,000円を計上しております。前年度よりも362万4,000円の減額となっております。保険税の軽減分を補てんするものとして予算計上をさせていただいております。同じ目の節の2、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）でございますが2,464万5,000円でございます。前年度より132万6,000円の減額となっております。これは低所得者数に応じて保険税の一定割合を補てんするものとして計上をさせていただいております。

次に節の3、未就学時均等割保険料繰入金でございます。43万4,000円でございます。今年度から新規に上がってきているものでございます。未就学児均等割軽減分を補てんするものとして、今回の対象者につきましては、42名分を見込んでおります。

次に節の4、職員給与費等繰入金576万2,000円でございます。前年度より40万7,000円の増額でございます。これ事務費といたしまして一般会計から繰り入れるものとなっております。

節の5、出産育児一時金につきましては、前年と同額280万円、10名分を見込んで計上させていただいております。節の6、財政安定化支援事業繰入金でございますが1,652万2,000円。前年度より109万6,000円の減額でございます。一般会計におきまして、普通交付税に算入されるものを繰り入れるということでございます。

款の6、繰越金、項の1、繰越金、目の1、その他繰越金、節の1、その他繰越金640万5,000円。前年度より318万6,000円の増額となっております。財源充当のための繰越金を予算化させていただいております。

次に、歳出を申し上げます。款の1、項の1、目の1、一般管理費で640万6,000円でございます。昨年よりも1,375万2,000円の減額となっております。歳入でもありましたとおり、標準システムの導入を取りやめたということで、その分が減となっております。

款の1、項の1、目の2、国民健康保険連合会負担金でございますが79万9,000円でございます。前年度よりも1,142万3,000円の減額です。これにつきましても、先ほどと一緒で、標準システムの導入分が減額となっております。

次、款の2、項の1、目の1、一般被保険者療養給付費9億1,000万円でございます。前年度よりも1億3,500万円の増額となっております。近年、医療費が増加傾向にあっている

ということで増額となっております。次、款の 2、項の 2、目の 1、一般被保険者高額療養費 1 億 3,550 万円でございます。前年度より 1,070 万円の増額でございます。これにつきましても医療費の増加傾向ということで、増額となっております。

次が款の 3、項の 1、目の 1、一般被保険者医療費給付費分でございます。2 億 1,139 万 9,000 円でございます。前年度よりも 1,124 万円の減となっております。熊本県全体の財政運営のため、県が算定した金額を計上をさせていただいております。次に款の 3、項の 2、目の 1、一般被保険者後期高齢者支援金等分 6,465 万 8,000 円でございます。前年度より 418 万 4,000 円の減となっております。熊本県全体の財政運営のため、県が算定した額を計上をさせていただいております。

次に、款の 6、項の 2、目の 1、特定健康診査事業費でございます。2,908 万 5,000 円でございます。前年度より 16 万 9,000 円の増ということで、微増になっております。特定健康診査や保健指導等を行うための経費を計上をさせていただいております。

款の 8、項の 2、目の 1、直営診療施設勘定繰出金 675 万円でございます。前年度よりも 175 万円の増額となっております。これは公立多良木病院企業団への繰出金となっております。施設整備分といたしまして 275 万円、これは新規になっております。緊急患者受入体制支援事業が、昨年度は 100 万円であったのが今回はゼロということになっております。これは令和 4 年度から、特別交付税の対象となったため、今回、繰出金の分は要らないということになっております。

末尾に給与明細書を添付をさせていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 16 分休憩）

（午後 3 時 24 分開議）

## 日程第 21 「議案第 57 号」 令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定） 予算

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 21、議案第 57 号、令和 4 年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは議案第 57 号につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の国民健康保険特別会計（直診勘定）の予算は、次に定めるところによるものでございます。

それでは議案説明資料をお開きいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

主な内容といたしましては、公立多良木病院企業団へ委託しております槻木診療所の運営費に係るものでございます。公立多良木病院槻木診療所特別会計の予算を参考に編成をさせていただいております。令和 4 年度の予算総額は昨年と比較いたしまして 150 万円の減額となっております。

事項別明細書の主なものにつきましてご説明申し上げます。

歳入でございますが、款の 1、項の 1、目の 1、へき地診療所運営費県補助金でございます。538 万 1,000 円を計上しております。昨年度よりも 211 万 8,000 円の増となっておりますが、これは県の補助金算出基礎額の変更に伴う増額ということでございます。

款の 2、項の 1、目の 1、一般会計繰入金でございます。62 万 4,000 円でございます。

令和3年度より361万8,000円の減額となっております。先ほどの県補助金の増額に伴って、本町の一般会計からの繰入金を減額するというものでございます。

歳出でございます。款の1、項の1、目の1、一般管理費で600万6,000円を計上させていただいております。令和3年度と比較いたしまして150万円の減額となっております。槻木診療所業務委託料の減額ということでございまして、公立病院槻木診療所予算で繰越金の見込額が増えたということから、今回の減額ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

## 日程第22 「議案第58号」 令和4年度久米財産区特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第22、議案第58号、令和4年度久米財産区特別会計予算について、説明を求めます。

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

令和4年度久米財産区特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算といたしまして第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,131万1,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料において説明させていただきます。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後3時30分休憩）

（午後3時30分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○農林整備課長（水田寛明君） 主な内容といたしましては、久米財産区管理会の運営費、間伐搬出事業の経費等が入ってきております。

事項別明細書の主なものといたしまして、まず歳入です。款1、項2、目1、不動産売払収入、節1、その他不動産売払収入616万円です。間伐搬出事業7haによる原木等売払収入となります。前年度比192万5,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、現在の市況等を参考に立米単価を検討して計上をしております。

続きまして款2、項1、目1、財産区基金繰入金、節1、基金繰入金127万5,000円です。財産区積立基金からの繰入金となります。続きまして款2、項2、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金354万8,000円となっております。こちらにつきましては、久米財産区が事業主体となりまして、間伐等森林整備促進対策事業の補助金申請ができないため、多良木町が代理申請を行いまして、補助金を一般会計から財産区特別会計へ繰入れをするものでございます。

続きまして款3、項1、目1、繰越金、節1、繰越金30万円。前年度繰越金となります。繰越金につきましては額が確定していないため30万円で計上をさせていただいております。

続きまして歳出になります。款1、項1、目1、管理会総務費250万2,000円。久米財産区管理会運営費となります。前年度比で136万8,000円の増額となっておりますが、令和4年度から一般会計へ繰出金があることが主な要因となっております。節1、報酬99万4,000円。久米財産区管理会委員の報酬となります。節27、繰出金115万8,000円。会計年度任用職員1人分の雇用費用の半額を一般会計へ繰出しを行いたいと思っております。

款2、項1、目1、財産造成管理費852万2,000円。久米財産区有林の造林事業関係の経費となっております。前年度比161万4,000円の減額となっておりますが、令和4年度につきましては、令和2年7月豪雨災に伴う作業道等の修繕料がないことが主な要因となっております。節11、役務費150万3,000円。間伐搬出事業の原木販売に伴う原木市場、多良木

町森林組合への販売手数料等ということで102万1,000円。森林保険掛金といたしまして、42.19ヘクタール分で48万2,000円となっております。節12、委託料669万2,000円。伐出費、土場から市場までの運搬経費、こちらの方が113万8,000円。間伐等森林整備促進対策事業費、こちらが伐採から土場集材までということで、7ヘクタール分の経費になります。528万5,000円。森林監視等委託ということで、2人分で26万9,000円を計上しております。節18、負担金補助及び交付金11万円。こちらの中で森林認証管理審査負担金としまして、審査経費を多良木町、久米財産区、多良木町森林組合の管理面積割で支出しております。久米財産区の負担割合としまして11.56%で9万5,000円の支出を予定しております。

続きまして款2、項2、目1、森林研究・整備機構分収造林受託事業費3万7,000円。令和4年度につきましては、造林事業の計画がないため、事務費だけの計上となっております。

続きまして款3、項1、目1、積立金15万円。久米財産区基金積立金となります。当初では確定出来ないため15万円で計上をさせていただいております。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。説明終わります。どうぞよろしく申し上げます。

### 日程第23 「議案第59号」 令和4年度多良木町上水道事業会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第23、議案第59号、令和4年度多良木町上水道事業会計予算について、説明を求めます。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 議案第59号、令和4年度多良木町上水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

総則第1条、令和4年度多良木町上水道事業会計の予算は

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩します。

（午後3時37分休憩）

（午後3時37分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（林田裕一君） それでは最初から。議案第59号、令和4年度多良木町上水道事業会計予算。総則第1条、令和4年度多良木町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量としまして第1号、給水戸数3,472戸を予定しております。2号、年間総給水量としまして81万3,137立方メートルを予定しております。3号としまして、1日平均給水量2,228立方メートルを予定しております。4号、主要な建設改良事業としましては、配水管の布設替工事を予定しております。

第3条としまして、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりでございます。まず収入の部でございます。第1款、水道事業収益としまして1億7,114万1,000円を見込んでおります。支出の部でございますが、第1款、水道事業費用としまして1億6,346万6,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出になりますが、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。括弧書きとしまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,720万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,936万8,000円、減債積立金処分額2,784万円で補填するものとするものでございます。

次のページに移ります。こちらの方に資本的収入についての収入、支出を掲載しております。まず収入の部でございますが、第1款としまして、資本的収入2,000円を計上しております。

次に支出でございます。第1款、資本的支出9,721万円を予定しております。

第5条としまして、一時借入金でございます。一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としましては、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、(1)としまして職員給与費1,966万8,000円でございます。

第7条としまして、たな卸資産購入限度額を50万円と定めるものでございます。それでは、議案説明資料の方で詳細に説明をさせていただきます。

議案第59号の主な内容としましては、収益的支出につきましては、遠隔監視装置導入計装盤改修設計業務委託、そのほかに中央監視室の施設修繕、あと会計年度任用職員の雇用経費を予定しております。

資本的支出としましては、町道改良工事に伴う水道管の移設、柳野地区取水ポンプの更新、栖山浄水場の第3ろ過池のろ過材更生を予定しております。先ほどの議案の第2条で申し上げました業務予定量における前年度対比につきましては、給水戸数が前年対比で19戸の減、年間総給水量が7,661立方メートル減、1日の平均給水量が21立方メートル減となっております。

第3条としまして対前年度比が水道事業の収益としましては、収入で74万3,000円の増、支出の方が211万3,000円の減となっております。支出の減の主な要因としましては、電力契約を市場電力へ契約変更したことによる減となっております。

次に第4条でございますが、資本的収入及び支出における対前年度比でございますが、資本的収入につきましては、前年度同額となっております。資本的支出につきましては307万6,000円の減となっておりますが、こちらにつきましてはの主な要因としましては、企業債元金償還の減少によるものでございます。

それでは上水道事業会計予算の実施計画書についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出ですが、収入につきましては1億7,114万1,000円、前年度と同程度となっております。支出につきましては1億6,346万6,000円で211万3,000円の減。こちらにつきましては先ほど来より申し上げておりますとおり、企業債の償還、あと電気料金の見直しなどに伴う減となっております。

次に資本的収入及び支出ですが、収入につきましては前年度と同額でございます。支出につきましては9,721万円で307万6,000円の前年度対比減ということで、こちらも企業債の元金の償還の減少によるものです。

次に、上水道事業会計予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローとしまして7,842万1,000円を予定しております。  
2、投資的活動によるキャッシュ・フローとしまして5,283万7,000円のマイナスを予定しております。こちらにつきましては建設改良等に係る分の支出となっております。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、マイナスの4,437万1,000円となっております。こちらは起債の企業債の元金償還というふうになっております。資金の増加額としましては、年度末におきまして、以上の三つを合計しまして年度末で1,878万7,000円のマイナスを見込んでおります。

ここで一つご訂正がありまして、資金増加額の計算式の中で4,437万1,000円とございますが、こちらの頭のほうにマイナスをつけておりませんでしたので、後ほど修正させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 許可いたします。

○建設課長（林田裕一君） 大変申し訳ございません。

資金の期首残高としましては2億1,042万8,000円を見込んでおまして、令和4年度末での資金期末残高としましては1億9,164万1,000円を見込んでおります。計算式につきましては、右側の方に記載のとおりでございます。

次に、上水道事業会計予定貸借対照表、こちらの方は円単位でご説明申し上げます。

資産の部、1、固定資産、2、流動資産の合計としまして14億6,128万5,068円を見込んでおります。負債の部、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益の合計としまして4億6,183万3,601円を見込んでおります。

資本の部としまして、6、資本金、7、剰余金の合計で9億9,945万1,467円を見込んでおります。負債の部、資本の部の合計が、資産の部の合計と合致するようになっております。

次に、上水道事業会計予定損益計算書についてご説明申し上げます。

1、営業収益1億5,554万1,000円から、2、営業費用1億5,093万5,000円を引いて460万6,000円。3、営業外収益1,560万円から、4、営業外費用1,253万1,000円を引きまして306万9,000円。5、特別利益、6、特別損失につきましては0円を予定しております。よって当年度純利益としましては、下の方に計算式を書いておりますけれども、767万5,000円を見込んでおります。

次に、予算説明書についてご説明申し上げます。収益的収入でございますが、款1、項1、目1、給水収益、節1、水道料金1億5,512万5,000円を見込んでおります。こちらにつきましては、給水戸数は減少傾向にありますけれども、水道料金が前年度よりも増えております。これにつきましては、令和4年度より若干、算定方法を変更しておりますので、その部分で水道料金の算定が増となっております。目の4、雑収益124万8,000円。こちらにつきましては、主なものとしましては、下水道使用料の徴収委託料となっております、下水道事業特別会計より収入予定となっております。

次に、収益的支出、款の1、項の1、目の1、原水及び浄水費、節の1、備消耗品費155万円でございますが、こちらにつきましては、令和2年度の豪雨災害によりまして、第1水源の取水口の部品が一部破損しておりますので、この部品を取り換えるために155万円お願いするものでございます。節の3、委託料398万4,000円でございますが、こちらにつきましては、説明欄記載の業務委託に必要な経費を計上しております。内容としましては前年度と同様の業務委託内容となっております。次に、節の5、修繕費156万6,000円でございます。こちらは栖山浄水場の着水槽のドレン、いわゆる排水管でございますが、水を捨てる管でございますが、こちらの方は詰まりがございまして、その詰まりを修繕するものでございます。それから栖山浄水場の自動での水質測定装置の修繕を行うものでございます。

次に、目の2、配水及び給水費、節の2、委託料457万8,000円でございますが、こちらは例年委託しております検針業務やメーターの取替業務を予定しております。次に、節の4、修繕費800万円。こちらにつきましては、上水道本管や各家庭への引込みの給水管等の修繕が必要な場合に修繕するための費用を計上させていただいております。次に、節の7、動力費1,254万円。主に揚水ポンプ、送水ポンプ、加圧ポンプ等に係る電力費となっております。こちら、こちら先ほどより説明しておりますけれども、市場電力に令和3年度から変更しておりますので、その分で232万4,000円減となっております。

次に、目の4、節の4、説明欄で会計年度任用職員社会保険料等としまして25万1,000円。節の7、旅費、説明欄で費用弁償としまして2万4,000円計上しておりますが、こちら二つとも会計年度任用職員に係る社会保険料及び通勤手当となっております。次に、節の14、委託料です。説明欄でCADシステム追加導入としまして52万8,000円を計上しております。現在あるCADシステムに追加データを導入するための経費を今回お願いするものです。次に説明欄で、計装盤改修設計業務委託としまして200万円。こちらは宮ヶ野の第一加圧ポンプ、永谷配水池の遠隔監視を行うための改修設計をするものでございます。次に、節の17、修

繕費、説明欄で中央監視室排熱設備修繕 113 万 6,000 円。その次の説明欄で、中央監視室非常用発電装置蓄電池修繕 66 万 2,000 円となっておりますが、それぞれ排熱設備とバッテリーの取替修繕等を行うものであります。節の 26、報酬 158 万 4,000 円。こちらにつきましては、職員の産前産後休及び育児休暇に伴う会計年度任用職員を 1 名雇用するために、今回新たに計上させていただいております。1 年間を雇用する予定です。

次に目 5、減価償却費 8,170 万 9,000 円。こちらにつきましては建物、構築物、機械等の減価償却予定額となっております。

次に、項の 2、目の 1、支払利息及び企業債取扱諸費 483 万 8,000 円。こちらにつきましては、令和 4 年度における企業債償還分の利息分となっております。目の 2、消費税及び地方消費税 769 万 2,000 円。こちらは、令和 4 年度における消費税納税予定額を掲載しております。

次に、資金的収入につきましてご説明申し上げます。款の 1、項の 2、負担金で 2,000 円でございますが、こちらは例年同様、新設配管工事負担金と消火栓等設置負担金を計上しております。

次に、資金的支出でございます。款の 1、項の 1、目の 2、配水設備移設費 250 万円。こちらは、町道口の坪覚井線道路拡幅工事に伴う上水道管の移設工事を予定しております。次に、目の 5、節の 1、老朽管更新費 2,000 万円。町道産業道路線（横馬場・東地区）を予定しております。次に、節の 2、加圧ポンプ更新費 150 万円。柳野の取水場の取水加圧ポンプ交換を予定しております。耐用年数による交換となっております。

次に目の 6、浄水設備更生費 2,400 万。こちらは、栖山浄水場第 3 ろ過池のろ過材入替となっております。令和 2 年度から行っております 3 か年事業の 3 年目で、最終のろ過材更生となっております。次に、項の 2、企業債償還金 4,437 万 1,000 円。こちらは、令和 4 年度における企業債元金償還金額となっております。

最後に、末尾に給与費明細書を添付しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 資料の訂正が出ておりましたけれども、差替で対応していただきませうようお願いいたします。

## 日程第 24 「議案第 60 号」 令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計予算

**○議長（高橋裕子さん）** 次に、日程第 24、議案第 60 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計予算について、説明を求めます。

林田建設課長。

**○建設課長（林田裕一君）** 議案第 60 号、令和 4 年度多良木町下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条としまして、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 310 万 9,000 円と定めるものでございます。

次に第 2 条としまして、地方債でございますが、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」によるものでございます。

第 3 条としまして、一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定めるものでございます。

それでは、議案説明資料の方で予算についてご説明申し上げます。

議案第 60 号について主な内容としましては、地方公営企業法適用支援業務委託及び地方公営企業法適用に向けての会計システムの導入、並びに下水道台帳管理システムの更新費用を計上しております。予算総額における対前年度比としましては 269 万 7,000 円の減となっております。増減の理由としましては、主なものは、公債費の減少があげられます。

それでは、第 2 表地方債についてですが、起債の目的、目的につきましましては、下水道事業債。限度額 1,800 万円。今回の起債の内容としましては、球磨川上流流域下水道整備事業負担金に係る分としまして 400 万円、地方公営企業法適用に係る分としまして 1,400 万円の起債を起こすものでございます。

事項別明細の主なものとしまして、歳入でございますが、款 1、項 1、目 1、事業費分担金、節の 1、現年度分 2 万 4,000 円。分担金の分割納付者が残り 1 件となっております、この 1 件分を、年間 4 期でお支払いいただきますので、その分を計上しております。この 1 件が令和 6 年度まで納付予定となっているところです。

次に、款の 2、項の 1、目の 1、下水道使用料、節の 1、現年度分 1 億 1,670 万 6,000 円でございます。節の 2、滞納繰越分としまして 158 万 8,000 円を予定しております。

次に、款の 4、繰入金 1 億 6,315 万 9,000 円でございます。主に起債の元利償還等のための経費を一般会計から繰入れていただくものでございます。

次に、款の 7、項の 1、目の 1、下水道債、節の 1、流域下水道事業債で 400 万円。流域下水道の負担金の財源とするものです。節の 2、公営企業会計適用債 1,400 万円。地方公営企業法適用導入支援及び会計システムの導入に係る財源とするものでございます。

次に、歳出でございます。款の 1、項の 1、目 1、節 10、需用費、説明欄記載の修繕料 260 万円でございますが、こちらにつきましましては、公共マス及びマンホールの蓋周辺部分の舗装を予定しております。次に節の 18、負担金補助及び交付金、説明欄記載の流域下水道整備事業負担金で 437 万円でございますが、この負担金の事業の内容としましては、球磨川上流流域下水道の事業計画の策定や、ストックマネジメントの計画策定に係る町村負担金となっております。

次に、款の 2、項 1、目 1、節 12、委託料、説明欄記載の地方公営企業法適用支援業務委託 1,147 万 3,000 円でございます。こちらは令和 3 年度の債務負担行為による 2 か年事業となっており、本年が、令和 4 年が最後の年となっております。それから、公営企業会計システム導入支援業務委託としまして 396 万円を予定しております。地方公営企業法適用に伴う会計システムの導入を予定しております。それから、次ですが、下水道台帳管理システム導入委託としまして 300 万円。現在のシステムが契約満了に伴いまして、入替を行う必要がございますので、その分を計上しております。

款の 2、項の 2、目 1、節 10、需用費、説明欄記載の修繕料 585 万円でございます。こちらはマンホールの蓋及び受枠、そのほかマンホールポンプの修繕を予定しております。節の 18、負担金補助及び交付金で 8,247 万 8,000 円でございます。熊本県への汚水処理負担金 6,211 万 3,000 円と資本費町村負担金 2,036 万 5,000 円となっております。

最後に款の 3、項 1、公債費 1 億 5,909 万 7,000 円でございます。こちらにつきましましては償還金元金と償還金利子の償還分となっております。

末尾に給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債の現在高に関する調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

日程第 25 「議案第 61 号」 令和 4 年度多良木町介護保険特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 25、議案第 61 号、令和 4 年度多良木町介護保険特別会

計予算について、説明を求めます。

新堀福祉課長。

**○福祉課長（新堀英治君）** それでは、議案第 61 号につきましてご説明申し上げます。

令和 4 年度多良木町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 5,250 万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。第 1 号、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用する場合でございます。

次に内容につきましては、議案説明用の資料で説明させていただきます。

主な内容ですけれども、第 8 期介護保険事業計画による給付費の推計や過去の伸び率及び実績を考慮して編成しております。対前年度比 517 万円の増。介護保険被保険者数の見込み 3,799 人を見込んでおります。前年度当初比較 111 人の増となっております。

次に、事項別明細書の主なものを説明させていただきます。

まずは歳入ですが、款 1、項 1、目 1、第 1 号被保険者保険料 2 億 7,224 万 9,000 円。前年度比 712 万 6,000 円の増でございます。所得段階毎の対象見込み数の増減等ありますが、令和 4 年度は増で見込んでおります。

款の 3、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 2 億 5,927 万 3,000 円。内訳としまして、施設費総額 5 億 8,131 万 1,000 円の国負担 15%で 8,719 万 7,000 円です。その他のサービス費総額 8 億 6,038 万 2,000 円の国負担 20%で 1 億 7,207 万 6,000 円となっております。

款の 3、項の 2、目の 1、調整交付金、節 1、現年度分調整交付金 1 億 1,294 万 3,000 円。こちらは、市町村間の格差是正のための交付金となっております。前年度の交付率で算定しております。

款の 3、項の 2、目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節 1、現年度分 1,052 万 1,000 円。事業費総額 4,208 万 4,000 円の国負担 25%で算定しております。

款の 3、項の 2、目の 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、節 1、現年度分 1,817 万円。事業費総額 4,719 万 7,000 円の国負担 38.5%で計上しております。

款の 3、項の 2、目の 4、保険者機能強化推進交付金、節 1、保険者機能強化推進交付金 271 万 1,000 円。

款の 3、項の 2、目の 5、介護保険保険者努力支援交付金、節 1、介護保険保険者努力支援交付金 292 万円。目 4、保険者機能強化交付金及び目 5、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みの達成状況により交付されるものでございます。こちらは内示額で計上しております。

款の 4、項の 1、目の 1、介護給付費交付金、節の 1、現年度分 3 億 8,925 万 7,000 円。給付費総額 14 億 4,169 万 3,000 円の支払基金負担分として、こちら 27%で計上しております。

款の 4、項の 1、目の 2、地域支援事業支援交付金、節 1、現年度分 1,136 万 2,000 円。事業費総額 4,208 万 4,000 円の支払基金負担としまして、27%で計上しております。

款の 5、項の 1、目の 1、介護給付費負担金、節 1、現年度分 2 億 927 万 7,000 円。内訳としまして、施設費総額 5 億 8,131 万 1,000 円の県負担率 17.5%、1 億 173 万円でございます。その他のサービス費総額 8 億 6,038 万 2,000 円の県負担 12.5%で 1 億 754 万 7,000 円とな

っております。

款の5、項の2、目の1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節1、現年度分526万円。事業費総額4,208万4,000円の県負担12.5%で計上しております。款の5、項の2、目の2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、節1、現年度分908万5,000円。事業費総額4,719万7,000円の県負担分19.25%で計上しております。

次に、款の7、項の1、目の1、介護給付費繰入金、節1、現年度分1億8,021万2,000円。内訳としまして、施設費総額5億8,131万1,000円の町負担12.5%、7,266万4,000円。その他のサービス総額8億6,038万2,000円の町負担12.5%の1億754万8,000円となっております。

款の7、項の1、目の2、その他の一般会計繰入金、節1、事務費繰入金1,879万7,000円。特別会計の事務費に充当しております。款の7、項の1、目の3、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、節1、現年度分526万1,000円。事業費総額4,208万4,000円の町負担12.5%で計上しております。款の7、項の1、目の4、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、節1、現年度分908万6,000円。事業費総額4,719万7,000円の町負担19.25%で計上しております。

款の7、項の1、目の5、低所得者保険料軽減繰入金、節1、現年度分2,123万円。低所得者の保険料を軽減するための繰入金でございます。国県の負担分を一般会計で受け入れ、町負担分と合わせて特別会計へ繰入れるものでございます。負担割合は国50%、県25%、町25%となっております。

款の7、項の2、目の1、介護給付基金繰入金1,486万7,000円。財源調整分を繰入れるものでございます。基金取りくずし後の残高は3,173万6,000円となっております。

次に歳出でございます。款の1、項の1、目の1、一般管理費231万2,000円。前年度比77万8,000円の減でございます。減の主な要因は、現時点で介護保険制度の改正がなされていないことから、システム改修委託料を未計上となっております。

款1、項の3、目の1、認定調査等費1,549万円。前年度比118万4,000円の増。増の主な要因は、節11、役務費の手数料の増によるものでございます。介護認定審査に用いる主治医意見書の作成手数料が増加傾向にあるためでございます。

款の2、項の1、目の1、介護サービス等諸費12億9,226万3,000円。前年度比38万4,000円の増。款の2、項の2、目の1、介護予防サービス等諸費4,559万円。前年度比27万2,000円の増。款の2、項の3、目の1、高額介護サービス等費3,663万9,000円。前年度比348万9,000円の増。款の2、項の4、目の1、高額医療合算介護サービス等費424万4,000円。前年度比11万6,000円の減。款の2、項の5、目の1、審査支払手数料130万3,000円。前年度比7万4,000円の増。款の2、項の6、目の1、特定入所者介護サービス等費6,165万4,000円。前年度比331万7,000円の減となっております。

款の2、保険給付費、項の1から項の6は、給付費の推移や事業計画での見込値等を勘案して各予算計上しております。総額は14億4,169万3,000円でございます。前年度比78万6,000円の増となっております。

款の3、項の1、介護予防・生活支援サービス事業費3,051万円。前年度比226万5,000円の減。主に介護サービスに準じた訪問サービス、通所サービスに係る費用でございます。近年は大幅な増加もなく、落ちついている状況にあります。前年度実績を勘案して予算を計上しております。

款の3、項の2、目の1、一般介護予防事業費1,146万5,000円。前年度比227万7,000円の増でございます。増の主な要因は、加齢とともに心身の活力が低下することにより、生活機能障害、要介護状態、死亡などのリスクが高まる状態、これをフレイルといいます。の

高齢者を早期に把握することで、病気や健康に対しての意識の変化を促し、医療、介護サービス支援につなげることを目的に関係システムを導入する費用を計上したことによるものでございます。これは令和4年度の新規事業となります。節12、委託料、フレイル予防対策事業システム導入委託料99万円。節13、使用料及び賃借料、フレイル予防対策事業システム使用料59万4,000円。節の17、備品購入費、フレイル対策事業用備品12万円を計上しております。

款の3、項の3、目の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、節12、委託料1,356万4,000円。上球磨地域包括支援センターの運営委託料（基本事業分）となっております。構成市町村委託料の総額は2,453万9,000円でございます。

款の3、項の3、目の2、任意事業、節19、扶助費1,035万5,000円。主なものとしまして、グループホーム入所者家賃等助成事業1,022万円。こちらは、35名分を計上しております。款の3、項の3、目の3、在宅医療・介護連携推進事業費、節12、委託料406万円。こちらにも上球磨地域包括支援センターへの委託となっております。これは重点事業分でございます。構成市町村の委託料総額は734万1,000円でございます。

款の3、項の3、目の5、認知症総合支援事業費、節12、委託料894万3,000円。こちらにも上球磨地域包括支援センターへの委託としまして、これも重点事業分でございます。構成市町村委託料総額1,617万1,000円でございます。節の18、負担金補助及び交付金、補助金45万円。こちらは、認知症カフェを設置運営する団体に対して補助を行うものでございます。こちらにも令和4年度の新規事業でございます。1団体当たり、運営補助12万円。これは1か月あたり1万円の12か月分で計上しております。立ち上げ支援補助としまして3万円の3団体分を予算を計上しております。

款3、項の3、目の6、地域ケア会議推進事業費、節12、委託料67万3,000円。こちらにも上球磨地域包括支援センターへの委託料で、重点事業分でございます。構成市町村委託料総額121万6,000円でございます。

。款の5、項の2、目の1、一般会計繰出金245万7,000円。介護給付費適正化事業を一般会計予算で実施するために、保険者機能強化推進交付金の一部を繰出すものでございます。末尾に、給与費明細書を添付しております。

これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

## 日程第26 「議案第62号」 令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第26、議案第62号、令和4年度多良木町後期高齢者医療特別会計予算について、説明を求めます。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） それでは、議案第62号につきましてご説明を申し上げます。

令和4年度多良木町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の予算といたしまして第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,819万4,000円と定めるものでございます。

次に、議案説明資料をお開きください。

主な内容といたしましては、令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合当初予算に基づいて予算編成をしたものでございます。令和4年2月9日に開催されました、令和4年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきまして、令和4年度の保険料の料率が改定を今回されているところでございます。保険料の料率の改定につきましては、おおむね2年に1回ということで改定をされて、今回がその年に当たるということでございます。

改定の内容につきましては、均等割額が 5 万 600 円であったものが 5 万 4,000 円に 3,400 円引上げされているところでございます。次に所得割額につきましては、9.95%から 10.26%へ 0.31%の増というふうになっております。もう 1 点、保険料賦課限度額につきましては、これまで 64 万円であったものが 66 万円へ 2 万円増額ということになっております。

本町におきます本年度の予算総額は、対前年度比といたしまして 1,646 万 5,000 円の増となっております。被保険者数の見込みでございまして 2,145 名、昨年度よりも 22 名の増ということでございます。

次に、事項別明細書の主なものを申し上げます。

まず歳入でございます。款の 1、項の 1、目の 1、特別徴収保険料 7,464 万 3,000 円を計上しております。昨年度より 648 万 8,000 円の増額となっております。目の 2、普通徴収保険料につきましては 3,367 万 9,000 円を計上しており、前年度より 218 万 2,000 円の増額となっております。いずれも後期高齢者広域連合で示された、本町の保険料負担額を計上したものでございます。

次に、款の 3、項の 1、目の 1、事務費繰入金でございます。313 万 1,000 円を計上しております。前年度より 38 万 5,000 円増額となっております。これは法律の改正がありまして、10 月 1 日付で、2 割負担の制度が新設されるということになりまして、保険証につきましては、全員分を 2 回発送することが必要となったためでございます。

次に款の 3、繰入金、項の 1、目の 2、保険基盤安定繰入金 5,699 万 7,000 円でございます。前年度より 485 万 8,000 円の増額となっております。保険料軽減分の繰入金でございます。後期高齢者広域連合から示された額を計上しております。

次に、款の 5、諸収入、項の 4、目の 1、後期高齢者医療連合受託事業収入でございます。876 万 9,000 円を計上しております。前年度より 200 万 8,000 円の増となっております。後期高齢者広域連合から健診事業を受託したことによる収入ということでございまして、被保険者の健診受診向上が見られるための増ということになっております。

款の 5、項の 5、目の 2、雑入でございます。54 万 5,000 円です。前年度より大幅に増えておりますが、これは先ほど言いました、10 月 1 日付で制度の一部改正ということになりまして、保険証を 2 回発送する必要があることから、その費用分について広域連合から受け入れるというものでございます。

次に歳出をご説明いたします。款の 1、総務費、項の 1、目の 1、一般管理費 198 万 3,000 円。前年度より 82 万 5,000 円増額となっております。これにつきましても、保険証を 2 回発送する必要があるございまして、その必要経費分が増額になっているところでございます。

次に款の 2、項の 1、目の 1、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,532 万円でございます。前年度より 1,352 万 8,000 円の増額となっております。後期高齢者広域連合で示された金額をそのまま計上させていただいております。

最後に款の 3、項の 1、目の 1、健康診査費 972 万 1,000 円でございます。前年度より 211 万 2,000 円の増額となっております。これも後期高齢者広域連合で示された金額でございますが、後期高齢者被保険者の健診受診者の増ということになってございまして、昨年度は 662 人で 31.2%の受診率、これを令和 4 年度においては 867 人で 40%の受診率を目指すというところでの計算というふうになっております。

末尾に給与費の明細書を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（高橋裕子さん）** 以上で、日程第 6、議案第 41 号から日程第 26、議案第 62 号までの説明が終わりました。

以上の議案については、3月15日に審議・採決を行います。  
これで本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。  
お疲れさまでした。

(午後 4 時 28 分散会)